

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

関係地方公共団体における 2017 年～2021 年の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 に示すとおりである。

いずれの自治体においても人口・世帯数とも減少傾向にある。

表 3.2-1 関係地方公共団体における 2017 年～2021 年の人口及び世帯数の推移

各年 1 月 1 日現在

町名	年	人口（単位：人）			世帯数 （単位：世帯）
		総数	男	女	
今金町	2017 年	5,544	2,635	2,909	2,606
	2018 年	5,475	2,609	2,866	2,596
	2019 年	5,356	2,557	2,799	2,577
	2020 年	5,178	2,487	2,691	2,537
	2021 年	5,054	2,418	2,636	2,497
八雲町	2017 年	17,277	8,388	8,889	8,588
	2018 年	16,960	8,272	8,688	8,544
	2019 年	16,685	8,150	8,535	8,530
	2020 年	16,293	7,950	8,343	8,410
	2021 年	15,673	7,683	7,990	8,087
せたな町	2017 年	8,453	3,980	4,473	4,353
	2018 年	8,195	3,861	4,334	4,290
	2019 年	7,971	3,758	4,213	4,230
	2020 年	7,743	3,656	4,087	4,143
	2021 年	7,563	3,558	4,005	4,074

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（2021 年、総務省）

(2) 産業の状況

(a) 産業別就業者数

関係地方公共団体における 2015 年国勢調査結果による産業別就業者数は、表 3.2-2 に示すとおりである。

今金町及びせたな町では、「農業、林業」の就業者数が最も多く、次いで「医療、福祉」が多い。八雲町では、「医療、福祉」の就業者数が最も高く、次いで「卸売業、小売業」が多い。また、八雲町では「農業、林業」よりも「漁業」の就業者数の方が多い。

表 3.2-2 関係地方公共団体における 2015 年国勢調査結果による産業別就業者数

産業分類別 市町村名		今金町		八雲町		せたな町	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第一次 産業	農業、林業	814	28.8	808	9.4	835	21.0
	漁業	6	0.2	965	11.3	238	6.0
第二次 産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	4	0.0	14	0.4
	建設業	249	8.8	811	9.5	462	11.6
	製造業	137	4.8	810	9.5	151	3.8
第三次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.2	52	0.6	6	0.2
	情報通信業	-	-	7	0.1	5	0.1
	運輸業、郵便業	73	2.6	303	3.5	117	2.9
	卸売業、小売業	298	10.5	986	11.5	405	10.2
	金融業、保険業	22	0.8	93	1.1	25	0.6
	不動産業、物品賃貸業	15	0.5	52	0.6	19	0.5
	学術研究、専門・技術サービス業	55	1.9	141	1.6	39	1.0
	宿泊業、飲食サービス業	130	4.6	417	4.9	193	4.9
	生活関連サービス業、娯楽業	53	1.9	209	2.4	101	2.5
	教育、学習支援業	185	6.5	346	4.0	146	3.7
	医療、福祉	349	12.4	1,286	15.0	595	15.0
	複合サービス事業	113	4.0	178	2.1	154	3.9
	サービス業(他に分類されないもの)	148	5.2	415	4.8	216	5.4
	公務(他に分類されるものを除く)	146	5.2	647	7.5	255	6.4
	分類不能の産業	27	1.0	41	0.5	1	0.0
総数(産業大分類)		2,825	100.0	8,571	100.0	3,977	100.0

※割合は小数点以下第 2 位で四捨五入を行っているため、個々の項目の合計が 100 にならない。

出典：「平成 27 年国勢調査就業状態等基本集計」（2016 年、総務省統計局）

(b) 生産品目、生産量及び生産額

(7) 農 業

関係地方公共団体における 2019 年の農業産出額は、表 3.2-3 に示すとおりである。

農業産出額は、いずれの自治体においても耕種では「米」が多く、畜産では「乳用牛」が多い。

表 3.2-3 関係地方公共団体における 2019 年の農業産出額

単位：1,000 万円

種 別		農業産出額		
		今金町	八雲町	せたな町
耕種	米	137	37	162
	麦 類	10	0	3
	雑 穀	1	0	4
	豆 類	26	3	15
	いも類	35	5	13
	野 菜	46	22	29
	果 実	0	－	0
	花 さ	－	3	x
	工芸農作物	9	1	2
	茶	－	－	－
	その他作物	0	1	x
畜産	肉用牛	55	92	30
	乳用牛	101	572	176
	生乳	85	453	148
	豚	－	174	x
	鶏	－	1	1
	鶏卵	－	1	x
	ブロイラー	－	－	－
	その他畜産物	－	38	x
加工農作物		－	－	－
農業産出額 合計		419	951	456

※ 「0」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「x」は非公表のものを示す。

※ 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和元年市町村別農業産出額（推計）」（2021 年、農林水産省）

(イ) 林 業

関係地方公共団体における 2020 年の所有形態別林野面積は、表 3.2-4 に示すとおりである。

いずれの自治体においても、林野面積のうち国有林の占める面積が最も大きい。

表 3.2-4 関係地方公共団体における 2020 年の所有形態別林野面積

単位：ha

区 分		面 積					
		今金町		八雲町		せたな町	
国 有		26,006	(58.3%)	47,451	(60.6%)	35,841	(71.8%)
民 有	小 計	18,598	(41.7%)	30,904	(39.4%)	14,047	(28.2%)
	独立行政法人等	—	(0.0%)	1,429	(1.8%)	—	(0.0%)
	公 有	1,301	(2.9%)	5,168	(6.6%)	2,652	(5.3%)
	私 有	17,297	(38.8%)	24,307	(31.0%)	11,395	(22.8%)
合 計		44,604	(100.0%)	78,355	(100.0%)	49,888	(100.0%)

※ 「－」は事実のないものを示す。

出典：「2020 年農林業センサス」（2021 年、農林水産省）

(ウ) 水産業

関係地方公共団体における 2018 年の漁業種類別漁獲量は、表 3.2-5 に示すとおりである。

漁獲量は、八雲町で 3,152t、せたな町で 929t である。内訳を見ると、八雲町では「その他の刺網」による漁獲量が最も高く、せたな町では「沿岸いか釣」による漁獲量が最も高い。

なお、今金町は海に面しておらず、漁獲量の情報も「海面漁業生産統計調査（2018 年）」（2020 年、農林水産省）には記載されていなかった。

表 3.2-5 関係地方公共団体における 2018 年の漁業種類別漁獲量

漁業種別				漁獲量 (t)		
				今金町	八雲町	せたな町
底びき網	遠洋底びき網			…	—	—
	以西底びき網			…	—	—
	沖合底びき網	1 そうびき		…	—	—
		2 そうびき		…	—	—
小型底びき網			…	226	9	
船びき網				…	—	—
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ	…	—	—
			近海かつお・まぐろ	…	—	—
			その他	…	—	—
	2 そうまき網		…	—	—	
中・小型まき網			…	—	—	
刺網	さけ・ます流し網			…	—	—
	かじき等流し網			…	—	—
	その他の刺網			…	949	51
敷網	さんま棒受網			…	—	—
定置網	大型定置網			…	—	—
	さけ定置網			…	618	128
	小型定置網			…	503	63
その他の網漁業				…	—	—
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄		…	—	—
		近海まぐろはえ縄		…	—	—
		沿岸まぐろはえ縄		…	—	—
	その他のはえ縄			…	32	39
はえ縄 以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣		…	—	—
		近海かつお一本釣		…	—	—
		沿岸かつお一本釣		…	—	—
	いか釣	遠洋いか釣		…	—	—
		近海いか釣		…	—	—
		沿岸いか釣		…	217	350
	ひき縄釣			…	2	23
	その他の釣			…	3	20
採貝・採藻				…	305	30
その他の漁業				…	297	217
漁獲量計				…	3, 152	929

※ 「—」は事実のないもの。

※ 「…」は事実不詳又は調査を欠くもの

※ 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「海面漁業生産統計調査（2018 年）」（2020 年、農林水産省）

(イ) 商 業

関係地方公共団体における 2016 年の商業の状況は、表 3.2-6 に示すとおりである。

年間商品販売額は今金町で 7,367 百万円、八雲町で 25,672 百万円、せたな町で 9,832 百万円である。

表 3.2-6 関係地方公共団体における 2016 年の商業の状況

項 目	今金町	八雲町	せたな町
事業所数	57	196	113
従業者数（人）	262	954	422
年間商品販売額（百万円）	7,367	25,672	9,832

出典：「平成 28 年経済センサスー活動調査」（2018 年、総務省統計局）

(オ) 工 業

関係地方公共団体における 2019 年の工業の状況は、表 3.2-7 に示すとおりである。

製造品出荷額は、今金町で 39,635 万円、八雲町で 2,761,796 万円、せたな町で 177,681 万円である。

表 3.2-7 関係地方公共団体における 2019 年の工業の状況

項 目	今金町	八雲町	せたな町
事業所数	5	22	7
従業者数（人）	37	586	99
製造品出荷額等（万円）	39,635	2,761,796	177,681

出典：「2020 年工業統計調査」（2021 年、経済産業省）

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

関係地方公共団体における 2019 年の土地利用の状況は表 3.2-8 に、「国土数値情報 土地利用細分メッシュ」に基づく事業実施想定区域及びその周囲の土地利用の状況は図 3.2-1 に示すとおりである。

今金町及びせたな町においては全体の 7 割以上を「山林」が占めている。八雲町においては「その他」の土地利用の割合が最も大きく、山林の面積は 3 割程度である。

表 3.2-8 関係地方公共団体における 2019 年の土地利用の状況

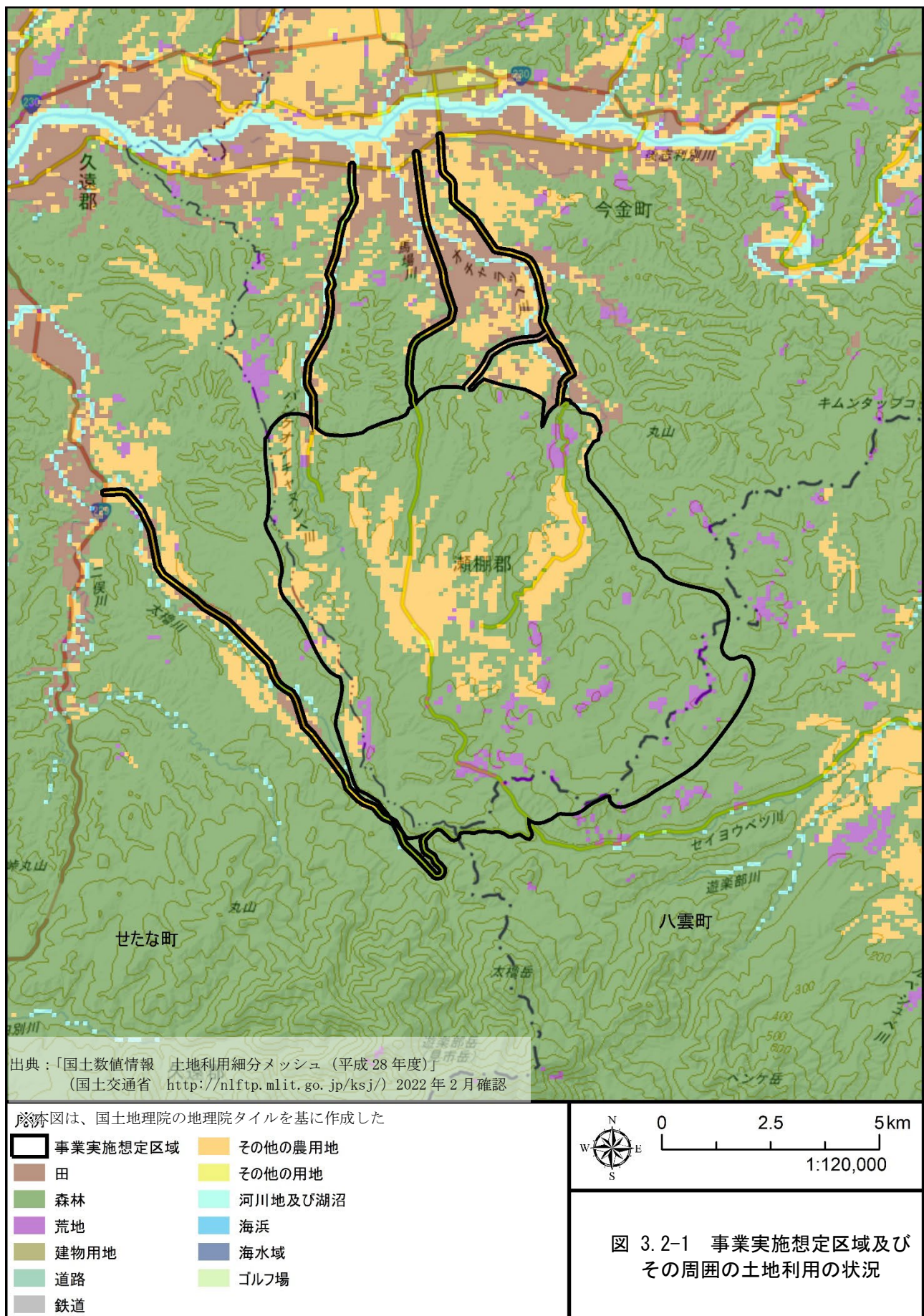
単位：km²（ ）内は％

項 目	面 積					
	今金町		八雲町		せたな町	
田	29.50	(5.19)	4.97	(0.52)	24.98	(3.91)
畑	29.84	(5.25)	61.91	(6.48)	37.85	(5.93)
宅 地	2.57	(0.45)	5.74	(0.60)	4.33	(0.68)
鉱 泉 地	0.00	(0.00)	0.00	(0.00)	0.00	(0.00)
池 沼	0.22	(0.04)	0.29	(0.03)	0.37	(0.06)
山 林	443.23	(78.00)	301.78	(31.56)	494.14	(77.37)
牧 場	5.43	(0.96)	6.54	(0.68)	5.19	(0.81)
原 野	29.53	(5.20)	48.05	(5.03)	56.50	(8.85)
雑 種 地	3.29	(0.58)	6.46	(0.68)	3.60	(0.56)
そ の 他	24.63	(4.33)	520.32	(54.42)	11.71	(1.83)
合 計	568.25	(100.00)	956.08	(100.00)	638.68	(100.00)

※統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない。

※地目別「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等、「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等である。

出典：「第 128 回（2021 年）北海道統計書」（2021 年、北海道）



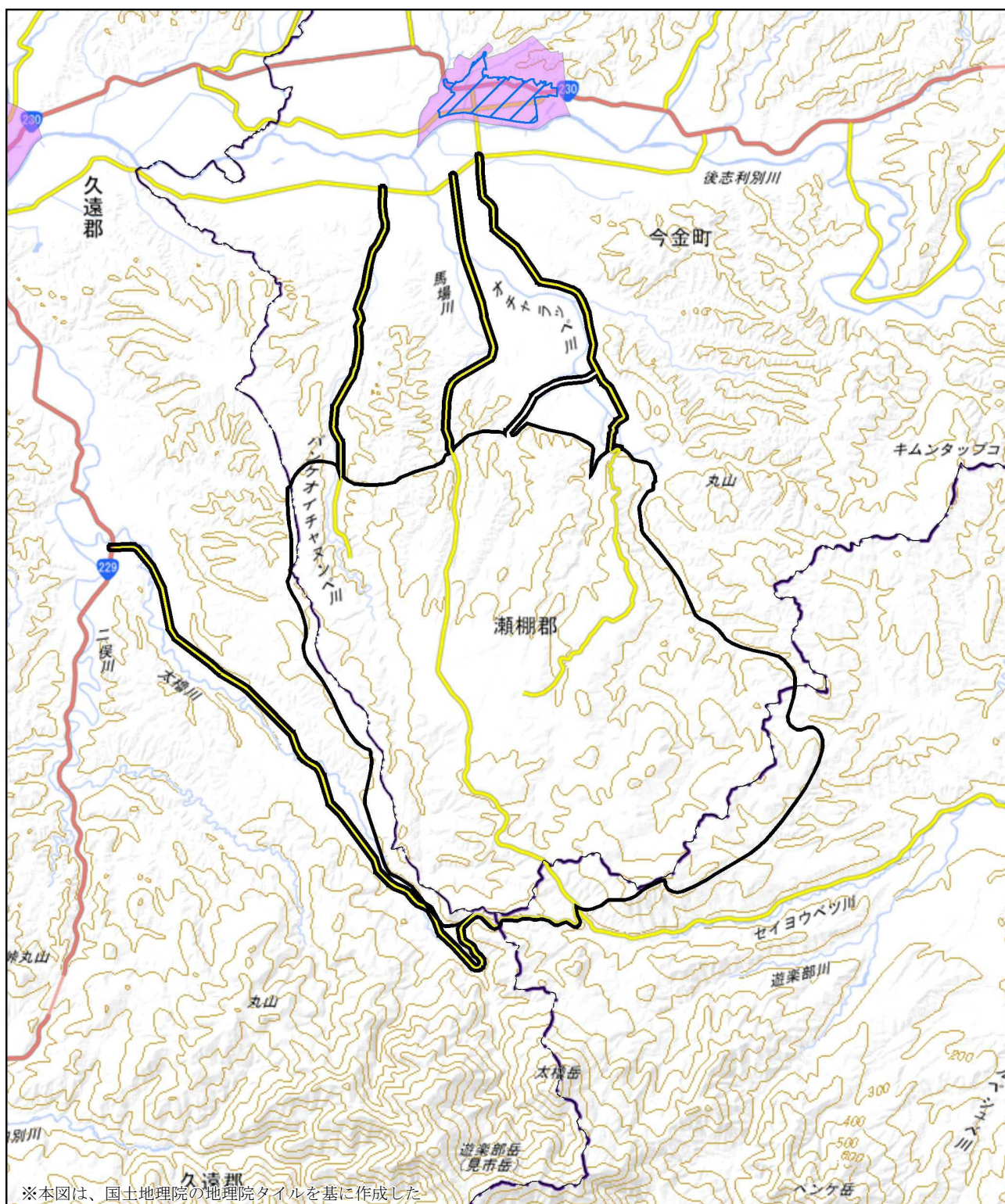
(2) 土地利用規制の状況

(a) 土地利用計画及びその他関係法令に基づく地域の指定状況

(7) 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲における、「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく都市地域及び「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の指定状況は、図 3.2-2 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、都市地域及び用途地域の指定がある。なお、事業実施想定区域内には指定はない。



- 凡例
- 事業実施想定区域
 - 都市地域
 - 用途地域

出典：「国土数値情報 都市地域（平成30年度）」
 （国土交通省 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）2022年2月確認

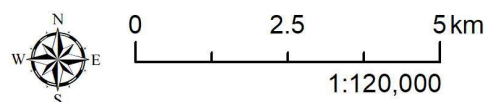
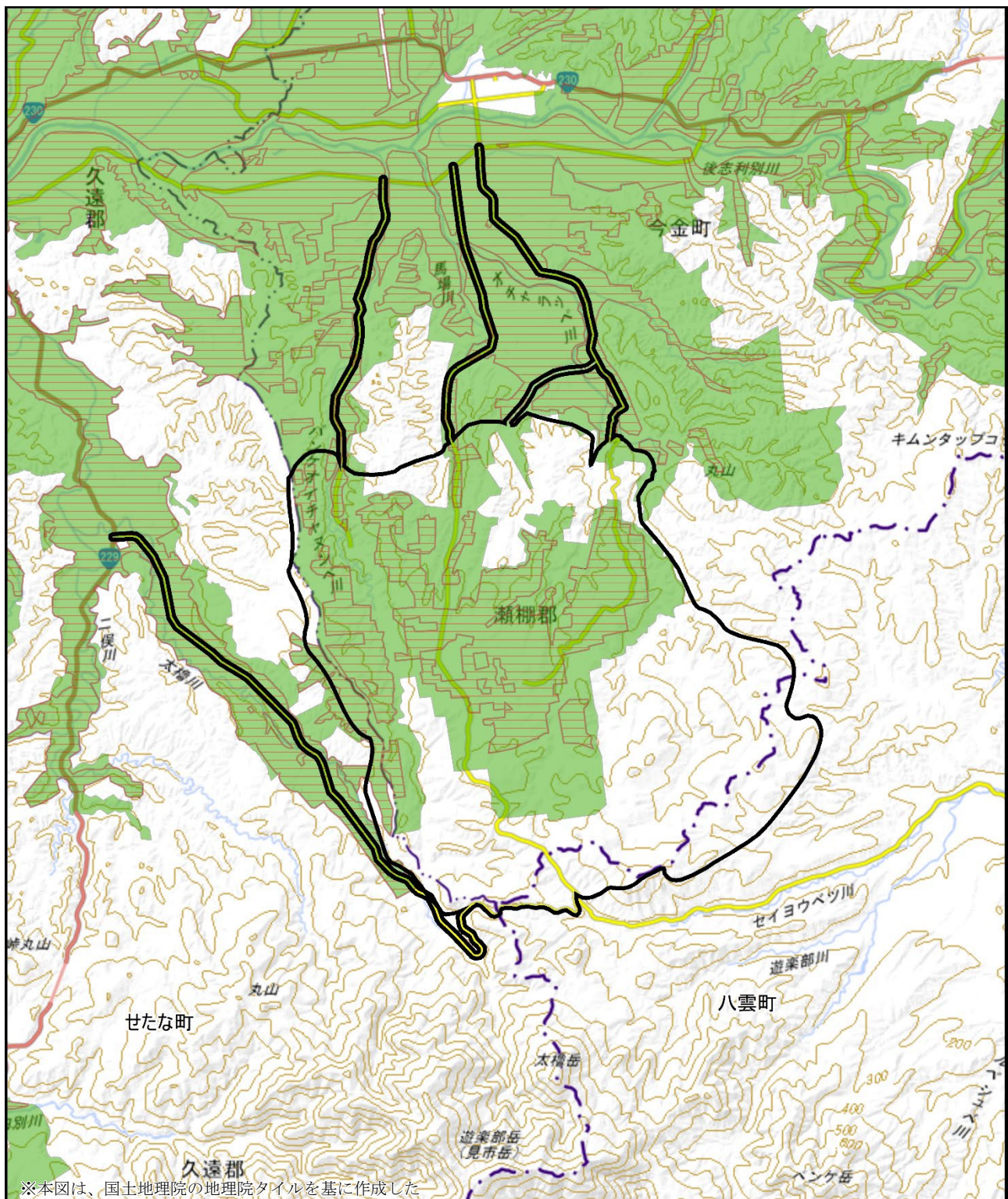


図 3.2-2 事業実施想定区域及び
 その周囲における
 都市地域及び用途地域の指定状況

(イ) 農業地域

事業実施想定区域及びその周囲における、「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく農業地域及び「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農用地区域の指定状況は、図 3.2-3 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、農業地域及び農用地区域の指定がある。



- 凡例
- 事業実施想定区域
 - 農業地域
 - 農用地区域

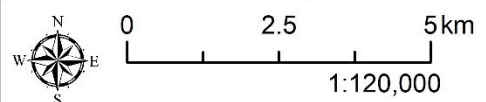


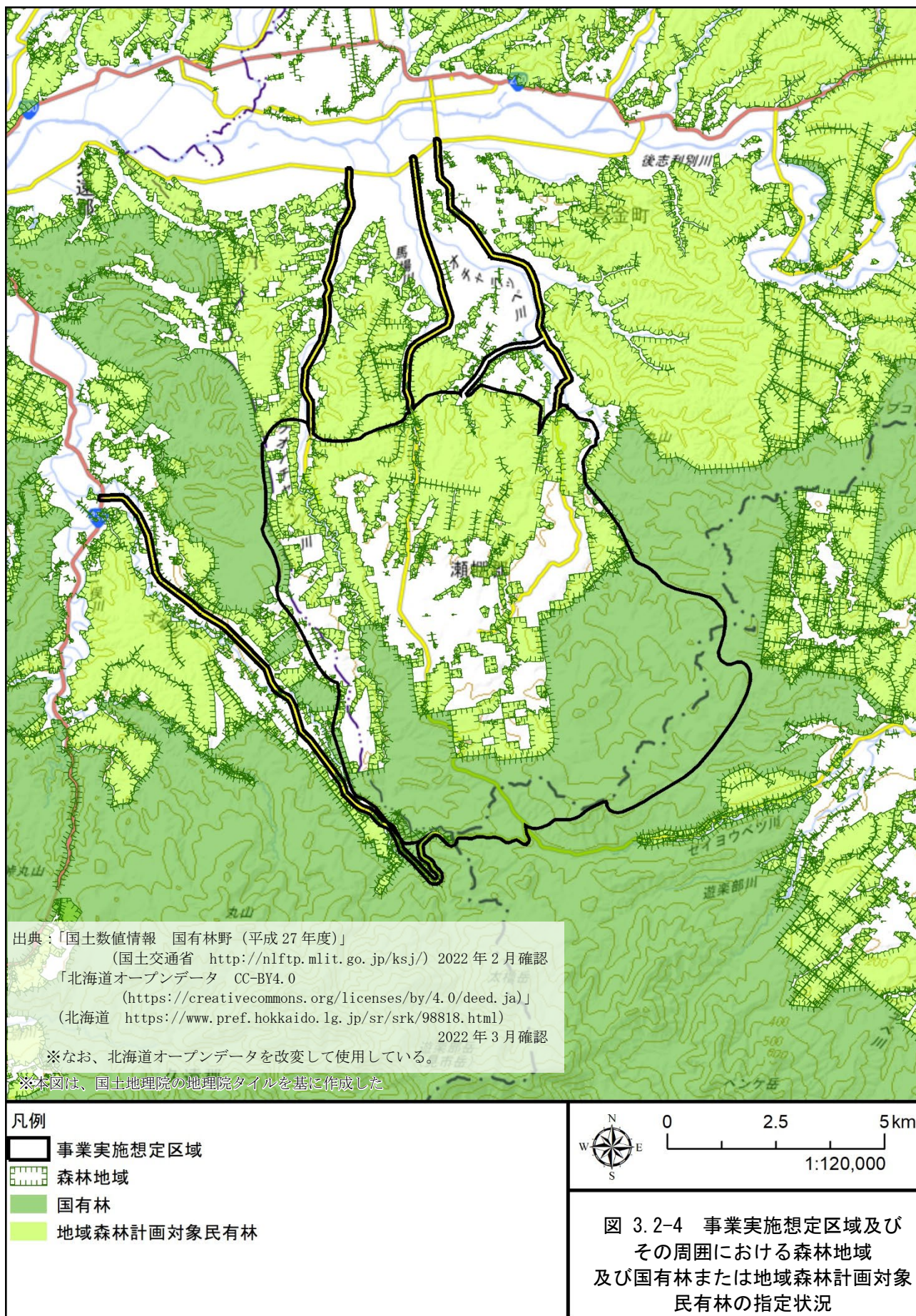
図 3.2-3 事業実施想定区域及び
その周囲における
農業地域及び農用地区域の指定状況

出典：「国土数値情報 農業地域（平成 27 年度）」
（国土交通省 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>） 2022 年 2 月確認

(ウ) **森林地域**

事業実施想定区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく森林地域及び「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 3 項に規定する国有林の区域または同法第 5 条第 1 項の地域森林計画の対象となる民有林の区域（以下、「地域森林計画対象民有林」という。）の指定状況は、図 3.2-4 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、森林地域及び国有林または地域森林計画対象民有林の指定がある。



(イ) 自然公園地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく自然公園地域は存在しない。

(オ) 自然保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく自然保全地域及び「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく指定地域は存在しない。

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

事業実施想定区域及びその周囲における水象の状況は、図 3.2-5 に示すとおりである。

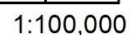
事業実施想定区域及びその周囲には、一級河川である後志利別川（しりべしとしべつがわ）及び二級河川である太櫓川（ふとろがわ）が流れている。

なお、後志利別川の支流であるパンケオイチャヌンペ川、馬場川及びオチャラッペ川が、遊楽部川の支流であるセイヨウベツ川が、事業実施想定区域から流下している。



指定区間外の河川

(国土交通省 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) 2021 年 3 月確認



3-103
(131)

(1) 水道用水の普及状況

関係地方公共団体における 2019 年度の水道用水の普及状況は表 3.2-9 に、事業実施想定区域及びその周囲における給水区域の状況は図 3.2-6 に示すとおりである。

今金町においては、簡易水道が 7 箇所、専用水道が 1 箇所、八雲町では、上水道が 1 箇所、簡易水道が 1 箇所、せたな町では簡易水道が 10 箇所整備されている。

表 3.2-9 関係地方公共団体における 2019 年度の水道用水の普及状況

町名		施設数 (箇所)	計画 給水人口 ^{注1)}	現在 給水人口	普及率(%)
今 金 町	上水道	—	—	—	90.1
	簡易水道	7	8,070	4,566	
	専用水道	1	96	51	
	総数	8	8,166	4,617	
八 雲 町	上水道	1	12,942	12,729	91.8
	簡易水道	1	2,510	2,072	
	専用水道	—	—	—	
	総数	2	15,452	14,801	
せ た な 町	上水道	—	—	—	94.2
	簡易水道	10	12,759	7,211	
	専用水道	—	—	—	
	総数	10	12,759	7,211	

注1) 専用水道の場合、「計画給水人口」ではなく、「確認時給水人口」である。

出典：「北海道の水道（令和元年度）」（北海道）

関係地方公共団体における 2019 年度末現在の簡易水道の取水状況は、表 3.2-10 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲では、地表水及び地下水が利用されているほか、湧水も利用されている。

表 3.2-10 関係地方公共団体における 2019 年度末現在の簡易水道の取水状況

2019 年度末現在

種別	事業名	地表水 (m³)				地下水 (m³)			湧水 (m³)	受水 (m³)	合計 (m³)
		ダム直接	ダム放流	湖水	表流(自流水)	伏流水	浅井戸	深井戸			
簡易水道	今金町今金	0	0	0	0	0	0	579,255	0	0	579,255
	今金町種川	0	0	0	0	0	0	27,539	0	0	27,539
	今金町花石	0	0	0	0	4,444	0	0	0	0	4,444
	今金町美利河	0	0	0	24,396	0	0	0	0	0	24,396
	今金町八束	0	0	0	0	0	0	97,801	0	0	97,801
	今金町金原・鈴金	0	0	0	0	0	0	47,055	0	0	47,055
	今金町神丘	0	0	0	0	0	0	81,008	0	0	81,008
	八雲町熊石	0	0	0	735,974	0	0	0	185,584	0	921,558
	せたな町久遠	0	0	0	0	0	203,184	0	0	0	203,184
	せたな町長磯	0	0	0	41,400	0	0	0	0	0	41,400
	せたな町瀬棚	0	0	0	0	0	80,086	176,618	0	0	256,704
	せたな町島歌	0	0	0	22,000	0	0	0	0	0	22,000
	せたな町元浦	0	0	0	26,202	0	0	0	0	0	26,202
	せたな町北島歌	0	0	0	0	0	12,172	0	0	0	12,172
	せたな町北檜山	0	0	0	0	314,855	116,657	30,716	0	0	462,228
	せたな町若松	0	0	0	267,680	0	0	0	0	0	267,680
	せたな町太櫓	0	0	0	0	0	0	10,492	0	0	10,492
	せたな町丹羽	0	0	0	113,882	0	0	37,704	0	0	151,586

出典：「北海道の水道（令和元年度）」（北海道）

(2) 漁業による利用

事業実施想定区域及びその周囲の河川には、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく内水面漁業権の設定がある。

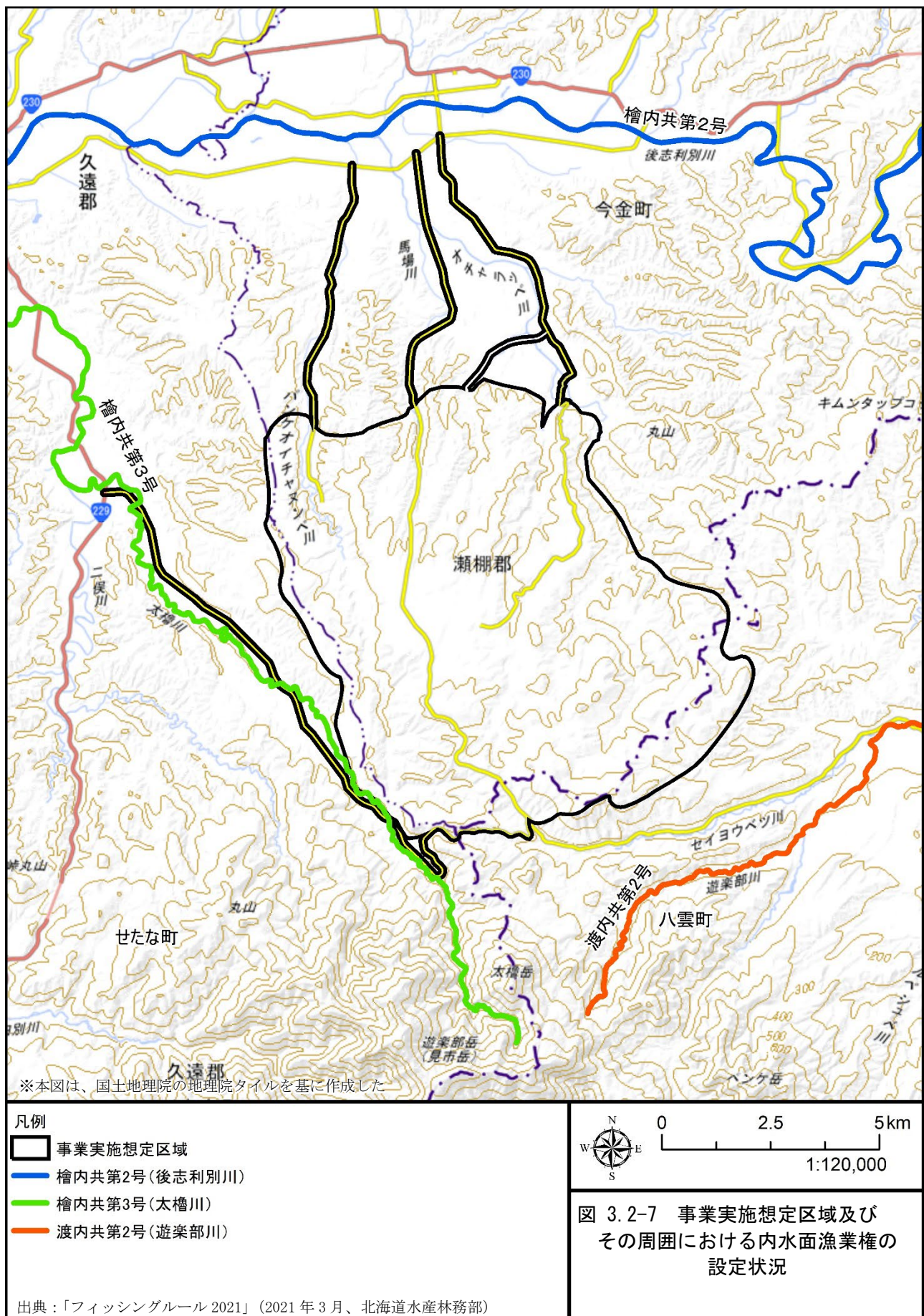
事業実施想定区域及びその周囲における内水面漁業権の設定状況は、表 3.2-11 及び図 3.2-7 に示すとおりである。

表 3.2-11 事業実施想定区域及びその周囲における内水面漁業権の設定状況

漁業権番号	免許期間	河川名	漁業種類	漁業の名称及び遊漁期間
檜内共 第 2 号	平成 25 年 9 月 1 日 ～令和 5 年 8 月 31 日	後志利別川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 7/1～9/15 やつめうなぎ漁業 7/1～12/31
檜内共 第 3 号	平成 25 年 9 月 1 日 ～令和 5 年 8 月 31 日	太櫓川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 7/1～9/15 やつめうなぎ漁業 7/1～12/31
渡内共 第 2 号	平成 25 年 9 月 1 日 ～令和 5 年 8 月 31 日	遊楽部川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 7/1～9/15

出典：「令和元年度版 檜山の水産」（2021 年 3 月、北海道檜山振興局）

「令和 2 年版 渡島の水産」（2022 年 2 月、渡島総合振興局）



(3) 工業用水としての利用

「工業用水道施設総覧 DATABASE」(2005 年、一般財団法人日本工業用水協会)によると、事業実施想定区域及びその周囲には工業用水道による取水地点はない。

(4) 地下水の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲においては、表 3.2-10 に前述したとおり、2019 年 3 月現在、地下水が利用されている。

3.2.4 交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路における交通量の状況は表 3.2-12 に、主要な道路における交通量の状況の対象路線の位置は図 3.2-8 に示すとおりである。

「今金八雲線」が、事業実施想定区域を南北に縦断している。

表 3.2-12 事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路における交通量の状況（2015 年度）

番号 注 1)	調査単位 区間番号	路線名	交通量観測地点地名	自動車交通量(台) 注 2)					
				平日昼間 12 時間 注 3)			平日 24 時間		
				小型	大型	合計	小型	大型	合計
①	10110	一般国道 229 号	久遠郡せたな町北桧山区若松	1,121	358	1,479	1,335	396	1,731
②	10120	一般国道 229 号	久遠郡せたな町大成区宮野	601	92	693	675	101	776
③	10170	一般国道 230 号	瀬棚郡今金町住吉	800	221	1,021	917	257	1,174
④	10180	一般国道 230 号	瀬棚郡今金町字本町 6 1	3,279	398	3,677	3,676	426	4,102
⑤	10190	一般国道 230 号	久遠郡せたな町北桧山区東丹羽	1,805	272	2,077	2,099	310	2,409
⑥	40090	八雲北檜山線	二海郡八雲町上八雲	1,027	196	1,223	1,186	221	1,407
⑦	40100	八雲北檜山線	-	1,317	276	1,593	1,549	363	1,912
⑧	40070	八雲北檜山線	-	849	216	1,065	1,007	271	1,278
⑨	60020	今金北檜山線	-	885	261	1,146	1,054	321	1,375
⑩	60030	八雲今金線	二海郡八雲町上八雲	574	116	690	658	125	783
		八雲今金線	瀬棚郡今金町字日進	581	95	676	680	131	811
⑪	60040	矢淵東瀬棚停車場線	-	1,847	112	1,959	2,125	226	2,351
⑫	60130	小倉山丹羽停車場線	-	118	29	147	132	36	168
⑬	60140	鈴岡今金停車場線	-	779	132	911	907	177	1,084
⑭	60180	旭台今金線	-	398	372	770	506	410	916
⑮	60200	金原今金線	-	280	76	356	324	93	417
⑯	60230	光台種川線	-	91	14	105	100	20	120
⑰	60250	丹羽今金線	-	164	25	189	186	35	221

注 1) 番号は図 3.2-8 の番号（丸数字）を示す。

注 2) 斜体で示した交通量は出典において「推定値」として示されていた値である。

注 3) 平日昼間 12 時間は、午前 7 時～午後 7 時の間である。

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表」

(国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html>) 2022 年 2 月確認

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、保育所、医療機関及び図書館等があげられる。

事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は表 3.2-13 に、配置の状況は図 3.2-9 に示すとおりである。

事業実施想定区域に最も近いのは「3. 若松小学校」であり、事業実施想定区域（搬出入路を除く範囲）から約 4.5km の位置に存在する。

表 3.2-13 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設^{注1}の状況

No.	区分	名称	所在地
1	学校	種川小学校	今金町字種川 369
2		今金小学校	今金町字今金 108
3		若松小学校	せたな町北檜山区若松 461 番地
4		中学校	今金中学校
5		高等学校	北海道檜山北高等学校
6		特別支援学校	北海道今金高等養護学校
7	医療機関	今金診療所	今金町字今金 359 番地 12
8		今金町国保病院	今金町字今金 17 番地の 2
9		岩間医院	今金町字今金 48 番地の 13
10		富田医院	今金町字今金 78 番地
11	図書館	今金町民センター図書室	今金町字今金 68
12	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム豊寿園	今金町字種川 398-4
13		今金町介護老人保健施設	今金町字今金 17 番地の 2
14		デイサービスセンターとしべつ	今金町字今金 17 番地の 2
15	認定こども園	認定こども園いまかね	今金町字今金 435-380

出典：「国土数値情報 医療機関（令和 2 年度）、福祉施設（平成 27 年度）、文化施設（平成 25 年度）、学校（平成 25 年度）」

（国土交通省 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）2022 年 2 月確認

「北海道学校一覧」

（北海道 <https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/chousatoukei/gakkou-ichiran/gakkou-i.html>）

2022 年 2 月確認

「介護保険事業所・老人福祉施設等一覧」

（北海道 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/kyoutsuu/ichiran/ichiran.html>）2022 年 2 月確認

「北海道 医療機能情報システム」

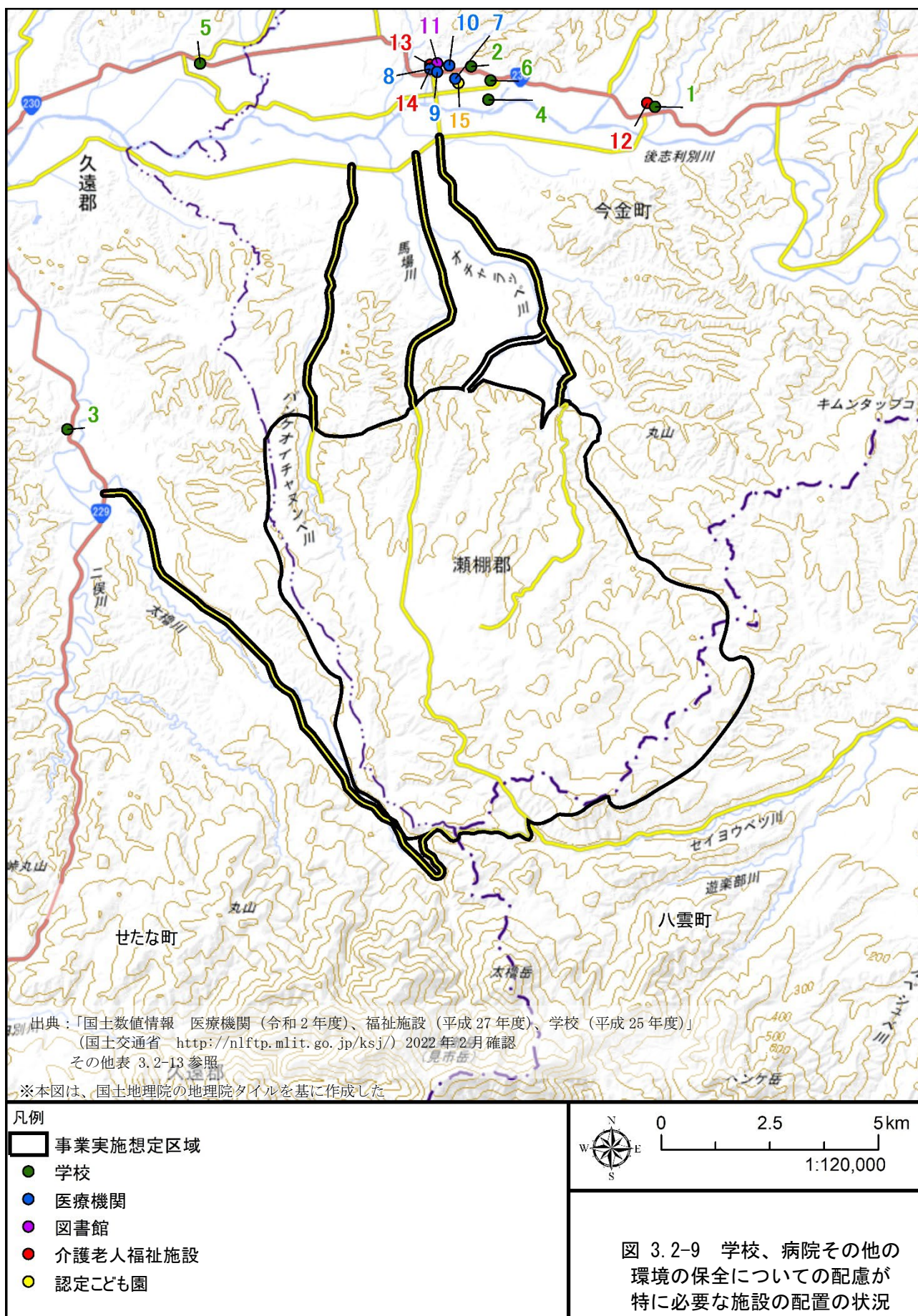
（北海道 https://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/ap/qq/sho/pwmedregsr01_001.aspx）2022 年 2 月確認

「学校」（今金町 https://www.town.imakane.lg.jp/edu/gakkoukyouiku/post_3.html）2022 年 2 月確認

「施設の利用案内」（今金町 https://www.town.imakane.lg.jp/edu/shisetsu/post_28.html）2022 年 5 月確認

「公共施設一覧」（八雲町 <https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/seisaku/content0003.html>）2022 年 2 月確認

「公共施設一覧」（せたな町 <https://www.town.setana.lg.jp/facility/shisetsu/>）2022 年 2 月確認

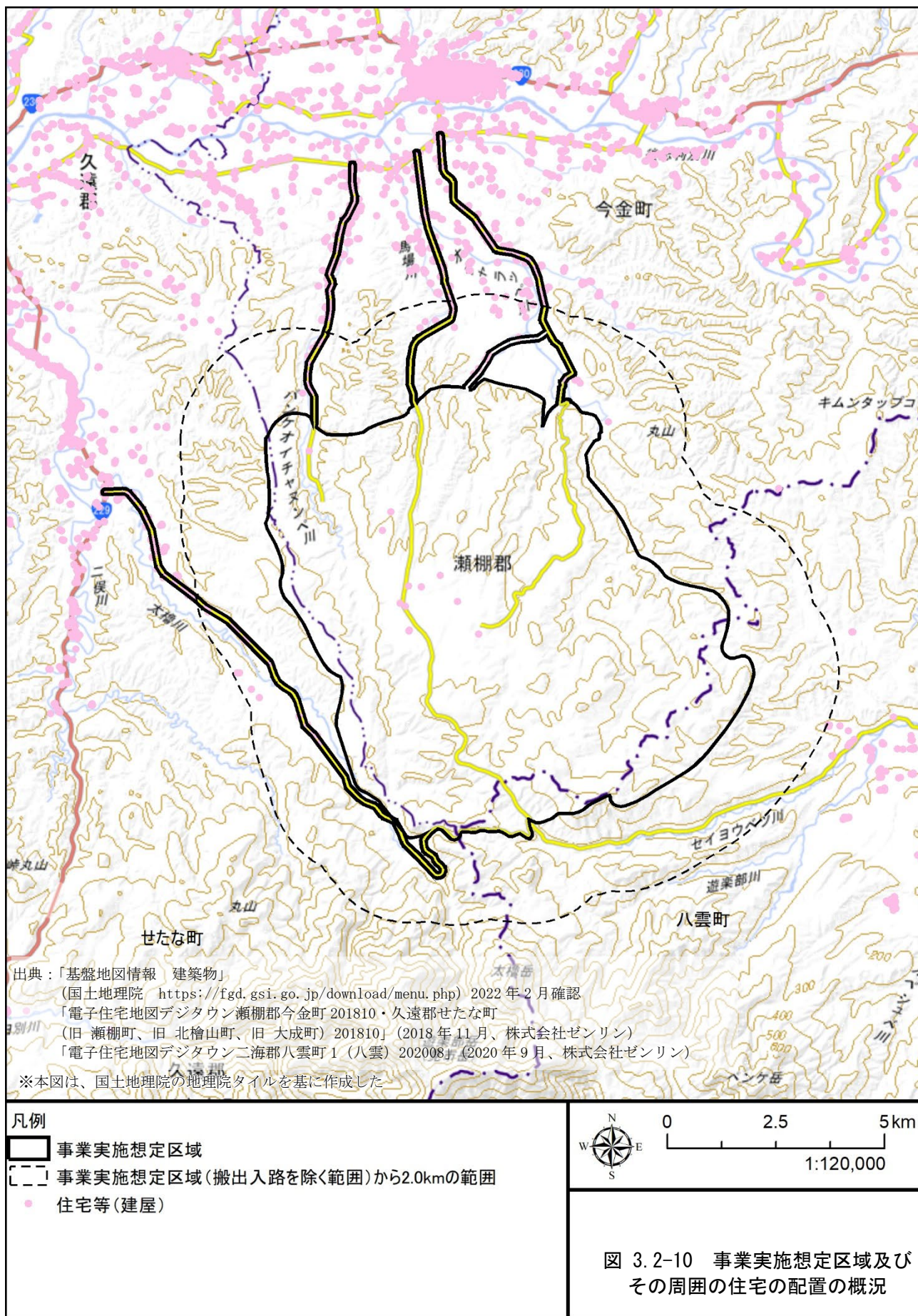


(2) 住宅の配置の概況

事業実施想定区域及びその周囲の住宅の配置の概況は、図 3.2-10 に示すとおりである。

住宅の配置の概況は、基盤地図情報における建築物のデータを用いて把握することとした。なお、このデータには居住実態のない建築物も含まれることから、凡例は「住宅等（建屋）」としている。ただし、騒音及び風車の影の影響が生じる可能性のある事業実施想定区域（搬出入路を除く範囲）及びその外郭から 2.0km の範囲については、株式会社ゼンリンによる「電子住宅地図デジタウン瀬棚郡今金町 201810・久遠郡せたな町（旧 瀬棚町、旧 北檜山町、旧 大成町）201810」（2018 年 11 月、株式会社ゼンリン）及び「電子住宅地図デジタウン二海郡八雲町 1（八雲）202008」（2020 年 9 月、株式会社ゼンリン）を用いて、居住実態があると考えられる建築物を抽出した。

事業実施想定区域及びその周囲の住宅の配置の概況として、事業実施想定区域の北側や西側に住宅等（建屋）が集中して分布している。



3.2.6 下水道の整備状況

関係地方公共団体における 2020 年度末時点での下水道の整備状況は、表 3.2-14 に示すとおりである。

2020 年度の汚水処理人口普及率は、今金町で 84.3%、八雲町で 81.9%、せたな町で 69.9%である。また、下水道処理人口普及率は、今金町で 66.6%、八雲町で 70.8%、せたな町で 64.3%である。

表 3.2-14 関係地方公共団体における 2020 年度末時点での下水道の整備状況

市町村名	人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口 普及率(%)	下水道処理人口 (人)	下水道処理人口 普及率(%)
今金町	4,987	4,206	84.3	3,320	66.6
八雲町	15,578	12,756	81.9	11,025	70.8
せたな町	7,493	5,241	69.9	4,821	64.3

出典：「北海道の下水道・汚水処理普及状況（令和 2 年度末）」（北海道庁建設部まちづくり局都市環境課

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/kgs/homepage/gesui/H24gesuidousyorihukyuujyoukyou.htm>

2022 年 2 月確認

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

関係地方公共団体における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-15 に示すとおりである。

2019 年度における一般廃棄物の総排出量は、今金町で 2,066t、八雲町で 6,571t、せたな町で 3,859t である。

表 3.2-15 関係地方公共団体における一般廃棄物の状況（2019 年度）

区分		今金町	八雲町	せたな町
ごみ 総排出量	計画収集量(t)	1,124	5,439	1,799
	直接搬入量(t)	942	595	1,817
	集団回収量(t)	0	537	243
	合計(t)	2,066	6,571	3,859
ごみ 処理量	直接焼却量(t)	1,001	3,719	1,750
	直接最終処分量(t)	331	9	616
	焼却以外の 中間処理量(t)	519	2,255	1,394
	直接資源化量(t)	0	51	0
	合計(t)	1,851	6,034	3,760
中間処理後再生利用量(t)		111	1,261	163
リサイクル率(%) ^{注1)}		6.0	28.1	10.1

注 1) リサイクル率：(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量) / (ごみ処理量＋集団回収量) × 100

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和元年度調査結果」（環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html

2022 年 2 月確認

(2) 産業廃棄物の状況

事業実施想定区域及びその周囲における産業廃棄物の状況は、表 3.2-16 に示すとおりである。

2018 年度の檜山振興局管内の発生量は 238,040t、渡島総合振興局管内（函館市以外）の発生量は 1,178,213t、後志総合振興局管内の発生量は 977,348t となっている。

事業実施想定区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の位置は図 3.2-11 に、市町村別中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-17 に示すとおりである。

関係地方公共団体においては、今金町内に 2 箇所、八雲町内に 4 箇所、せたな町内に 3 箇所の中間処理施設が存在し、八雲町内には 1 箇所の最終処分場が存在する。

表 3.2-16 事業実施想定区域及びその周囲における産業廃棄物の状況（2018 年度）

（単位：t）

振興局名	発生量	有価物量	排出量				
			合計	再生利用量	減量化量	自己保管・その他等量	最終処分量
檜山振興局	238,040	1,785	236,255	163,079	69,006	154	4,016
渡島総合振興局 （函館市以外）	1,178,213	92,631	1,085,582	775,699	285,760	274	23,850
後志総合振興局	977,348	16,888	960,460	571,346	351,464	468	37,181

※対象期間：2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日

なお、端数処理により合計値が一致しない場合がある。

出典：「北海道産業廃棄物処理状況調査の結果について（平成 30 年度（2018 年度））資料編」

（北海道庁環境生活部環境局循環型社会推進課産業廃棄物係

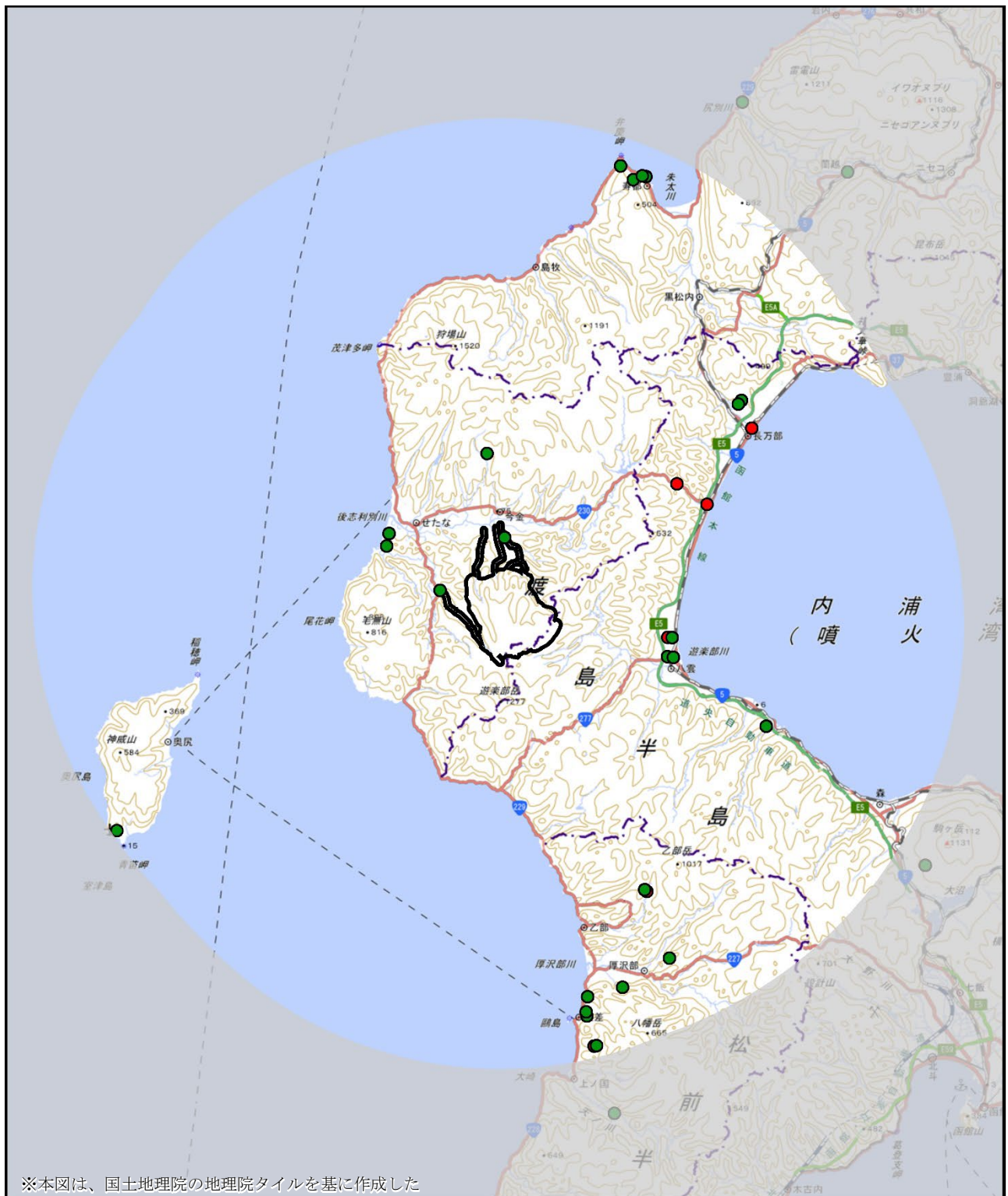
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syorijyoukyou.html）2022 年 2 月確認

表 3.2-17 市町村別中間処理施設及び最終処分場の施設数（2021 年 3 月末現在）

振興局名	市町村名	施設種類	
		中間処理施設	最終処分場
檜山振興局	せたな町	3	0
	今金町	2	0
	奥尻町	1	0
	乙部町	1	1
	江差町	4	1
	厚沢部町	2	0
	上ノ国町	0	0
	小計	13	2
渡島総合振興局 （函館市以外）	長万部町	2	3
	八雲町	4	1
	森町	0	0
	北斗市	0	0
	小計	6	4
後志総合振興局	島牧村	0	0
	黒松内町	0	0
	寿都町	4	0
	蘭越町	0	0
	豊浦町	0	0
	小計	4	0
合 計		23	6

※事業実施想定区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場のみ集計

出典：「北海道庁環境生活部環境局循環型社会推進課資料」（2021 年 7 月提供、北海道）



※本図は、国土地理院の地理院タイルを基に作成した

凡例

- 事業実施想定区域
- 事業実施想定区域(搬出入路を除く範囲)から50km以遠の範囲
- 中間処理施設
- 最終処分場

出典：「北海道庁環境生活部環境局循環型社会推進課資料」（北海道）



0 5 10 20 km
1:700,000

図 3.2-11 事業実施想定区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の位置

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

(a) 環境基準

(7) 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき全国一律に定められている。

大気汚染物質に係る環境基準は、表 3.2-18 に示すとおりである。また、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準は表 3.2-19 に、微小粒子状物質に係る環境基準は表 3.2-20 に示すとおりである。

本事業において、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に規定する施設及び作業に該当するものはない。

表 3.2-18 大気汚染物質に係る環境基準

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学 オキシダント	非メタン 炭化水素（備考 5）
環境上 の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時 間 値 が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する非メタン炭化水素の濃度として、午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）

「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」（昭和 51 年 8 月 13 日中央公害対策審議会答申）

表 3.2-19 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上 の条件	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）

表 3.2-20 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	微小粒子状物質
環境上の条件	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）

(イ) 騒 音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

騒音に係る環境基準（一般地域）は表 3.2-21 に、自動車交通騒音に係る環境基準（道路に面する地域）は表 3.2-22 に、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値は表 3.2-23 に示すとおりである。また、事業実施区域及びその周囲における騒音に係る環境基準の種類の指定状況は、図 3.2-12 に示すとおりである。

事業実施想定区域内においては、環境基準の種類指定に該当しない。

表 3.2-21 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類 型	基準値		当該地域
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00	
AA	50dB 以下	40dB 以下	指定なし
A	55dB 以下	45dB 以下	昭和 63 年北海道告示第 315 号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域（第 2 種区域にあつては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）
B			指定地域のうち、第 2 種区域（類型 A を当てはめる地域を除く。）
C	60dB 以下	50dB 以下	指定地域のうち、第 3 種区域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）

注）地域の種類の分類は、騒音にかかる環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号）の定めるところによる。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域（中高層住宅が一团地として、建設されている地区）、第 2 種中高層住居専用地域（中高層住宅が一团地として、建設されている地区）

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域（第 1 種区域以外の区域）、第 2 種中高層住居専用地域（第 1 種区域以外の区域）、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

出典：「平成 11 年北海道告示第 532 号」

表 3.2-22 自動車交通騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2-23 に掲げる基準値を適用する。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 環境庁告示第 64 号）

表 3.2-23 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基 準 値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 環境庁告示第 64 号）

(ウ) 水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は全公共用水域について一律に定められている。人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）は、表 3.2-24 に示すとおりである。

表 3.2-24 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項 目	水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備 考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性・亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典：「人の健康の保護に関する環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）は、表 3.2-25(1)～(2)に示すとおりである。

表 3.2-25(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備 考

1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。
4. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水生生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。）」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2-25 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

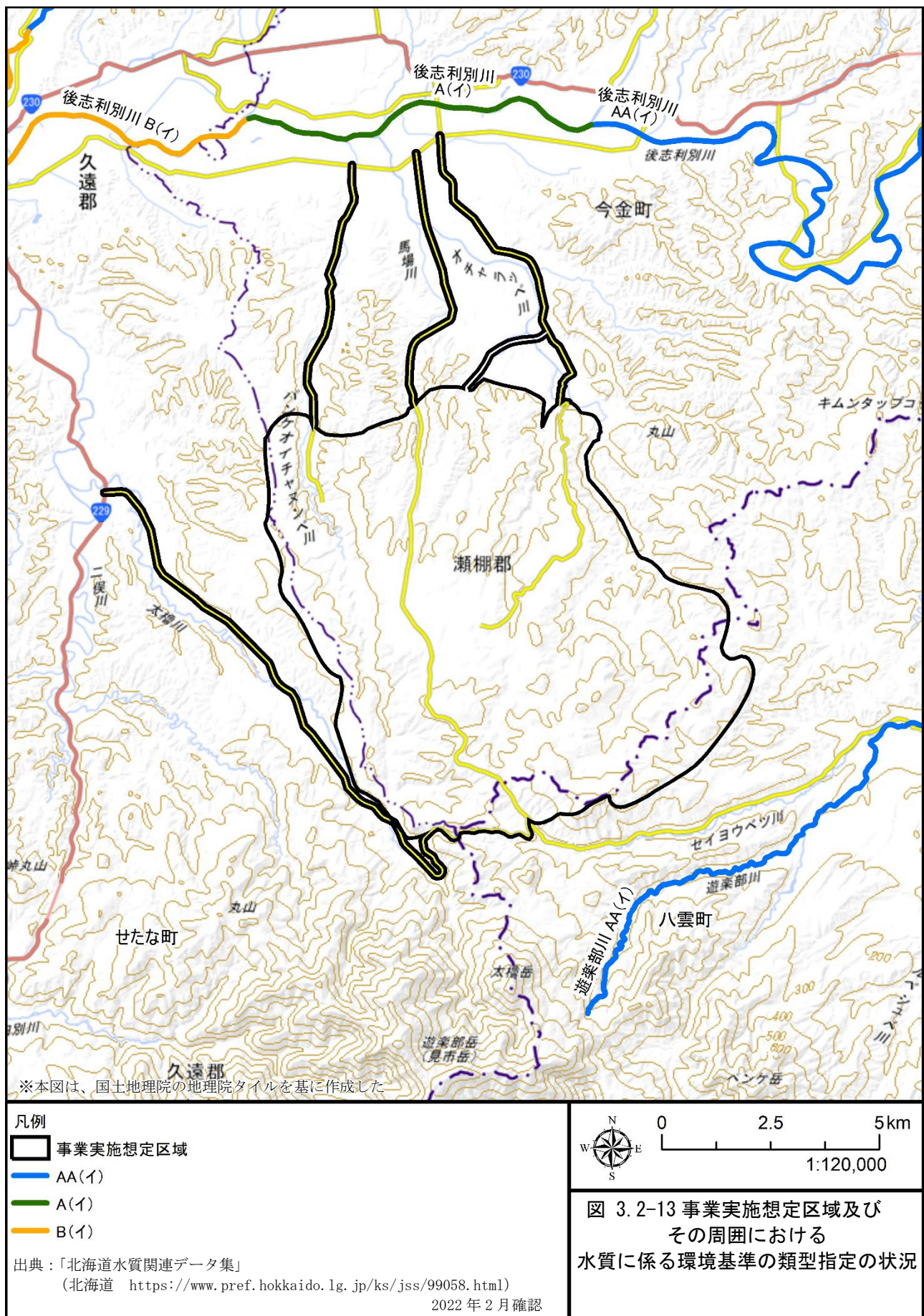
イ

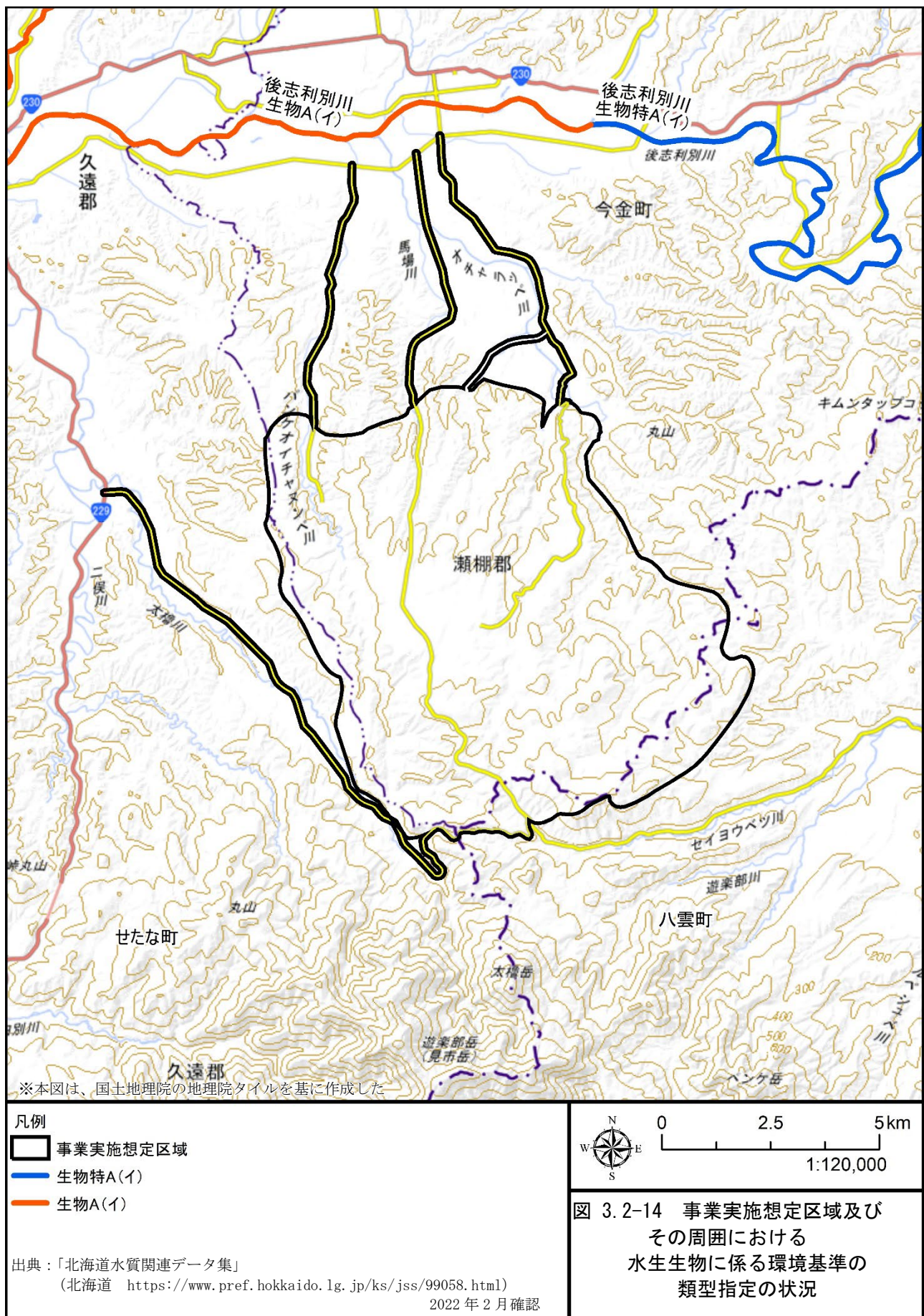
類型	水生生物の生息状況	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。				

出典：「生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。）」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

事業実施想定区域及びその周囲における水質に係る環境基準の類型指定の状況は図 3.2-13 に、水生生物に係る環境基準の類型指定の状況は図 3.2-14 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲では、後志利別川及び遊楽部川において類型が指定されている。





生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）は、表 3.2-26(1)～(2)に示すとおりである。
事業実施想定区域及びその周囲には、環境基準の類型が指定された湖沼は存在しない。

表 3.2-26(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・水産 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2、3 級・水産 2 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級・工業用水 1 級・農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15 mg/L 以下	5mg/L 以上	－
C	工業用水 2 級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	－
備考						
1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。 4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- （注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水生生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2-26(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。)、水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。			
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

エ

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。		
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

(I) 地下水

地下水に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき全国一律に定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-27 に示すとおりである。

表 3.2-27 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備 考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

(オ) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき全国一律に定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2-28 に示すとおりである。

表 3.2-28 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備 考	
1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3) 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4) 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）

(カ) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき全国一律に定められている。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.2-29 に示すとおりである。

表 3.2-29 ダイオキシン類に係る環境基準

物 質	環境上の条件
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備 考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法※を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

5. 備考欄の※（土壌の欄に掲げる測定方法）は、以下のとおりである。

土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

(b) 規制基準等

(7) 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）に基づき以下の式により算出したいおう酸化物の量とされている。

事業実施想定区域及びその周囲の K 値は、17.5 となっている。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：いおう酸化物の許容量 (Nm³/h)

K：大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号で定める地域ごとの限度の指標

He：規定する方法により補正された排出口の高さ (m)

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

(イ) 騒 音

騒音に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき、特定工場等及び特定作業場において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められている。騒音に関する規制基準は、表 3.2-30～表 3.2-33 に示すとおりである。

表 3.2-30 特定工場等及び特定作業場において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分 昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域 ^{注1)} 、 第2種中高層住居専用地域 ^{注1)}	45dB	40dB	40dB
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 ^{注2)} 、 第2種中高層住居専用地域 ^{注2)} 、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域	55dB	45dB	40dB
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65dB	55dB	50dB
第4種区域	工業地域	70dB	65dB	60dB

注1) 第1種並びに第2種中高層住居専用地域のうち、中高層住宅が一団地として、建設されている地区

注2) 第1種並びに第2種中高層住居専用地域のうち、注1以外の区域

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（2018年3月改正、北海道環境生活部）

表 3.2-31 騒音に係る特定建設作業

作 業	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業にかかわる二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力70kw以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（2018年3月改正、北海道環境生活部）

表 3.2-32 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制種別 区域の区分	基準値	作業時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85dB	19:00～7:00の時間 内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超 えないこと	日曜日その他の 休日でないこと
第2号区域		22:00～6:00の時間 内でないこと	14時間を超えないこと		

注：第1号区域：規制地域のうち、第1種区域・第2種区域の全域、並びに、第3種区域・第4種区域内の下記に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

- ・学校教育法に規定する学校
- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
- ・図書館法に規定する図書館
- ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園

第2号区域：騒音規制法による規制地域で、上記以外の地域

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（2018年3月改正、北海道環境生活部）

表 3.2-33 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB以下	55dB以下
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB以下	65dB以下
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB以下	70dB以下
C区域のうち車線を有する道路に面する区域		

注：A区域：騒音規制法に基づく第1種区域・第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法による第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域に限る）

B区域：騒音規制法に基づく第2種区域（A区域を除く）

C区域：騒音規制法に基づく第3種区域・第4種区域（両区域とも工業専用地域を除く）

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（2018年3月改正、北海道環境生活部）

また、北海道における騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域のある市町は、表 3.2-34 に示すとおりである。

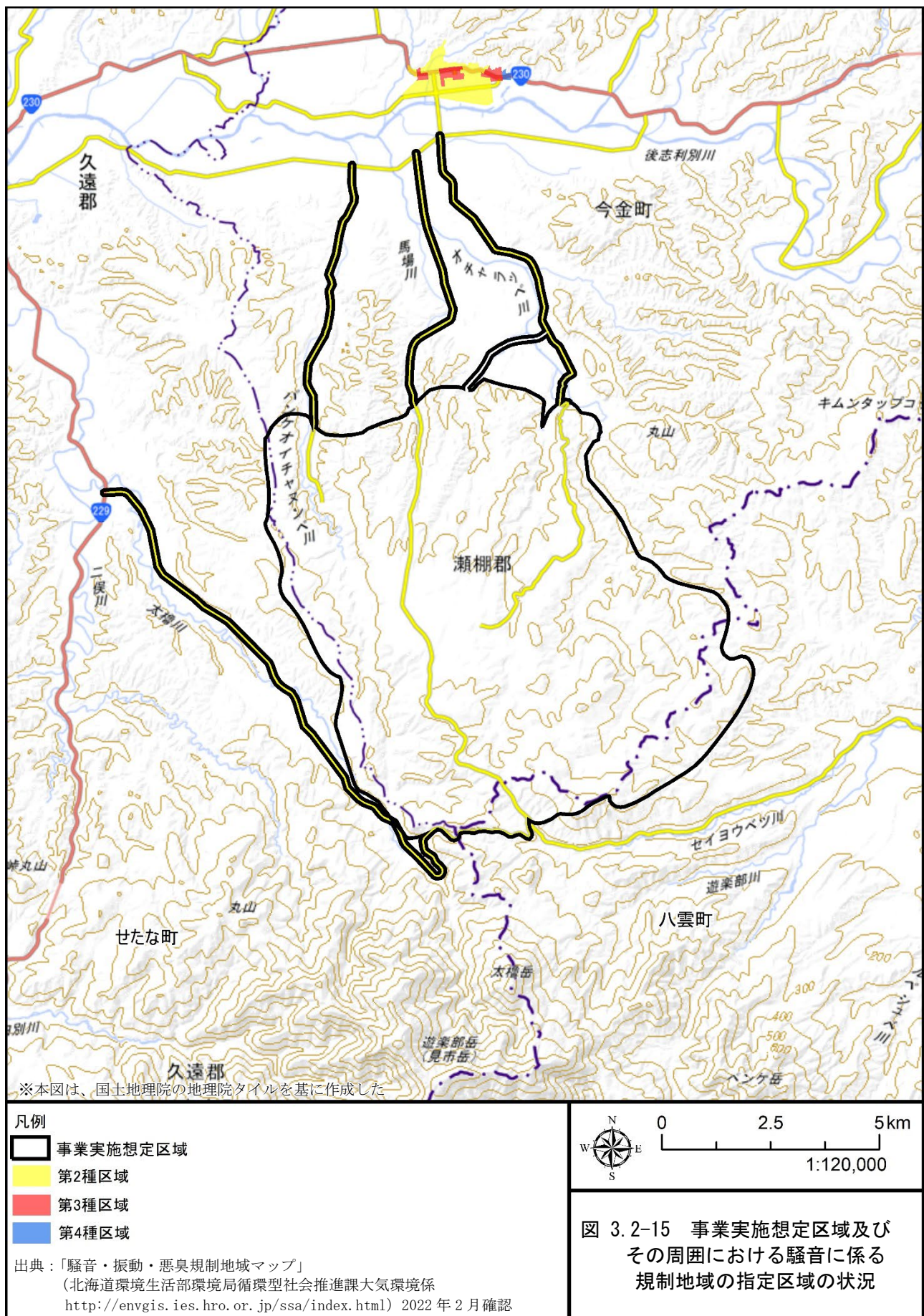
表 3.2-34 北海道における騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域のある市町

振興局名	指定市	指定町
空知	夕張、岩見沢、美唄、芦別、赤平、三笠、滝川、砂川、歌志内、深川	南幌、奈井江、由仁、長沼、栗山、月形、浦臼、新十津川
石狩	札幌、江別、千歳、恵庭、北広島、石狩	当別
後志	小樽	倶知安、共和、岩内、古平、余市
胆振	室蘭、苫小牧、登別、伊達	壮瞥、白老、厚真、洞爺湖、安平、むかわ
日高		日高、浦河、新ひだか
渡島	函館、北斗	松前、福島、七飯、森、八雲、長万部
檜山		江差、今金、せたな
上川	旭川、士別、名寄、富良野	鷹栖、東神楽、当麻、東川、美瑛、上富良野、下川、美深
留萌	留萌	増毛、羽幌
宗谷	稚内	枝幸
オホーツク	北見、網走、紋別	美幌、斜里、遠軽、興部、雄武、大空
十勝	帯広	音更、士幌、新得、清水、芽室、大樹、広尾、幕別、池田、本別、足寄、浦幌
釧路	釧路	釧路、厚岸、標茶、弟子屈、白糠
根室	根室	別海、中標津

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（2018 年 3 月改正、北海道環境生活部）

事業実施想定区域及びその周囲における騒音に係る規制地域の指定区域の状況は、図 3.2-15 に示すとおりである。

事業実施想定区域内には、規制地域の指定はない。



(ウ) 振 動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準が定められている。

振動に関する規制基準は、表 3.2-35～表 3.2-38 に示すとおりである。

表 3.2-35 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間区分 区域区分	昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～8:00)
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

注：第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

※ 区域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームのならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用するものとする。

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(2018 年 3 月改正、北海道環境生活部)

表 3.2-36 振動に係る特定建設作業

作 業	
1	くい打ち機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜き(油圧式くい抜き機を除く。)又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破壊機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(2018 年 3 月改正、北海道環境生活部)

表 3.2-37 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制種別 区域の区分	基準値	作業可能時刻	最大作業時間	最大連続作業日数	作業日
第 1 号区域	75dB 以下	午前 7 時～午後 7 時	1 日あたり 10 時間	連続 6 日間	日曜日その他の 休日を除く日
第 2 号区域		午前 6 時～午後 10 時	1 日あたり 14 時間		

注：第 1 号区域：第 1 種区域・第 2 種区域のうち、下記に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域

- ・学校教育法に規定する学校
- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
- ・図書館法に規定する図書館
- ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園

第 2 号区域：振動規制法による規制地域で、上記以外の地域

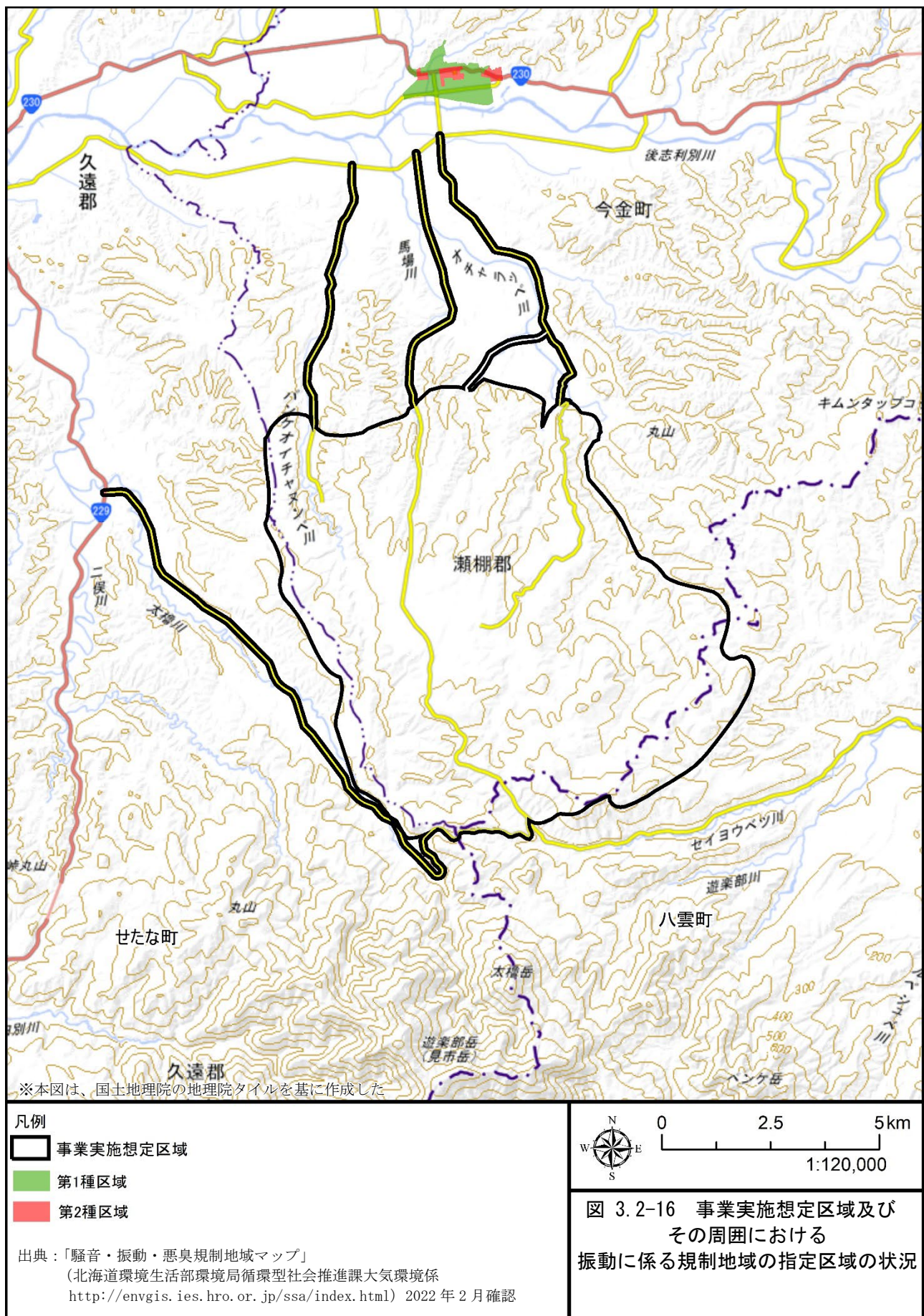
出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」(2018 年 3 月改正、北海道環境生活部)

表 3.2-38 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～8:00)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

注：第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、
第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（2018年3月改正、北海道環境生活部）

事業実施想定区域及びその周囲における振動に係る規制地域の指定区域の状況は、図 3.2-16
に示すとおりである。
事業実施想定区域内には規制地域の指定はない。



(I) 水質汚濁

工場及び事業場からの排出水の排水基準は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき全国一律に定められている。

排水基準を定める省令に基づく一律排水基準（有害物質）は表 3.2-39 に、水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）は表 3.2-40 に示すとおりである。

表 3.2-39 排水基準を定める省令に基づく一律排水基準（有害物質）

一律排水基準	
種類又は項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機りん化合物	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域 230mg/L、 その他 10mg/L
ふっ素及びその化合物	海域 15mg/L、 その他 8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
塩化ビニルモノマー	-
備考 1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

表 3.2-40 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

一律排水基準			
種類又は項目			許容限度
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	海域	5.0～9.0
		その他	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)		160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
	化学的酸素要求量(COD)		160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
	浮遊物質(SS)		200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	鉱油類含有量	5 mg/L
		動植物油脂類含有量	30 mg/L
	フェノール類含有量		5 mg/L
	銅含有量		3 mg/L
	亜鉛含有量		2 mg/L
	溶解性鉄含有量		10 mg/L
	溶解性マンガン含有量		10 mg/L
	クロム含有量		2 mg/L
	大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³
	窒素含有量		120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
	りん含有量		16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 磷(りん)含有量についての排水基準は、磷(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

注1：許容限度の数値は、水素イオン濃度については表に示した数値を含む範囲内、その他の項目については表に示した数値以下を許容限度とする。

注2：「環境大臣が定める湖沼」＝昭和60年環告第27号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼）

注3：「環境大臣が定める海域」＝平成5年環告第67号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域）

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

また、北海道においては「水質汚濁防止法第3条3項の規定に基づく排水基準を定める条例」により、区域に応じた上乘せ排水基準が設定されている。事業実施想定区域及びその周囲では、後志利別川水域及び遊楽部川水域において設定されているが、本事業は本条例に基づく規制対象事業ではない。

(オ) 悪 臭

北海道では、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき規制が行われている。

悪臭防止法に基づく規制基準は、表 3.2-41～表 3.2-43 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲では、悪臭防止法に基づく規制地域は指定されていない。

表 3.2-41 悪臭防止法に基づく規制基準（第 1 号規制※¹）

区域の区分		A 区域	B 区域	C 区域	区域の区分		A 区域	B 区域	C 区域
規制物質					規制物質				
アンモニア	ppm	1	2	5	イソバレルアルデヒド	ppm	0.003	0.006	0.01
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.004	0.01	イソブタノール	ppm	0.9	4	20
硫化水素	ppm	0.02	0.06	0.2	酢酸エチル	ppm	3	7	20
硫化メチル	ppm	0.01	0.05	0.2	メチルイソブチルケトン	ppm	1	3	6
二硫化メチル	ppm	0.009	0.03	0.1	トルエン	ppm	10	30	60
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.02	0.07	スチレン	ppm	0.4	0.8	2
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5	キシレン	ppm	1	2	5
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5	プロピオン酸	ppm	0.03	0.07	0.2
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.03	0.08	ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.002	0.006
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.07	0.2	ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.002	0.004
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009	0.02	0.05	イソ吉草酸	ppm	0.001	0.004	0.01

注：ア 都市計画法に基づく用途地域が定められている地域

(ア) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域はA区域とする。

(イ) 準工業地域、工業地域はB区域とする。

ただし、当該地域内に存在する事業場について厳しい規制をしなければ、他の規制地域の生活環境が保全できないと認められる場合は、所要の区域をA区域とする。

イ 都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域

(ア) 主として住居の用に供されている地域はA区域とする。

(イ) 主として工業の用に供されている地域及び悪臭に順応の見られる地域はB区域とする。

ただし、当該B区域内に存在する事業場について厳しい規制をしなければ、他の規制地域の生活環境が保全できないと認められる場合は、所要の区域をA区域とする。

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（2018 年 3 月改正、北海道環境生活部）

表 3.2-42 悪臭防止法に基づく事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準（第 2 号規制※¹）

表 3.2-41 で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに算出して得た流量。

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（2018 年 3 月改正、北海道環境生活部）

表 3.2-43 悪臭防止法に基づく事業場の排水の敷地外における規制基準（第 3 号規制※¹）

表 3.2-41 で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 4 条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第 4 条の規定により算出した排水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合は、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

出典：「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（2018 年 3 月改正、北海道環境生活部）

※¹ ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
 ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
 ・第 3 号規制：排水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

(カ) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）における指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準は、表 3.2-44 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲では、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等は指定されていない。

表 3.2-44 特定有害物質とその指定基準

分類	特定有害物質	地下水等の摂取によるリスク	直接摂取によるリスク
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
		(mg/L 以下)	(mg/kg 以下)
第 1 種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002	—
	四塩化炭素	0.002	—
	1・2-ジクロロエタン	0.004	—
	1・1-ジクロロエチレン	0.1	—
	1・2-ジクロロエチレン	0.04	—
	1・3-ジクロロプロペン	0.002	—
	ジクロロメタン	0.02	—
	テトラクロロエチレン	0.01	—
	1・1・1-トリクロロエタン	1	—
	1・1・2-トリクロロエタン	0.006	—
	トリクロロエチレン	0.03	—
	ベンゼン	0.01	—
第 2 種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003	45
	六価クロム化合物	0.05	250
	シアン化物	不検出	遊離シアン 50
	水銀及びその化合物	0.0005 かつアルキル水銀不検出	15
	セレン及びその化合物	0.01	150
	鉛及びその化合物	0.01	150
	砒素及びその化合物	0.01	150
	ふっ素及びその化合物	0.8	4,000
	ほう素及びその化合物	1	4,000
第 3 種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003	—
	チオベンカルブ	0.02	—
	チウラム	0.006	—
	ポリ塩化ビフェニル	不検出	—
	有機りん化合物	不検出	—

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）

(キ) 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づき、指定地域が設定されている。

北海道内において、指定地域は存在しない。

(c) 風力発電施設から発生する騒音に関する指針（環水大大発第 1705261 号）

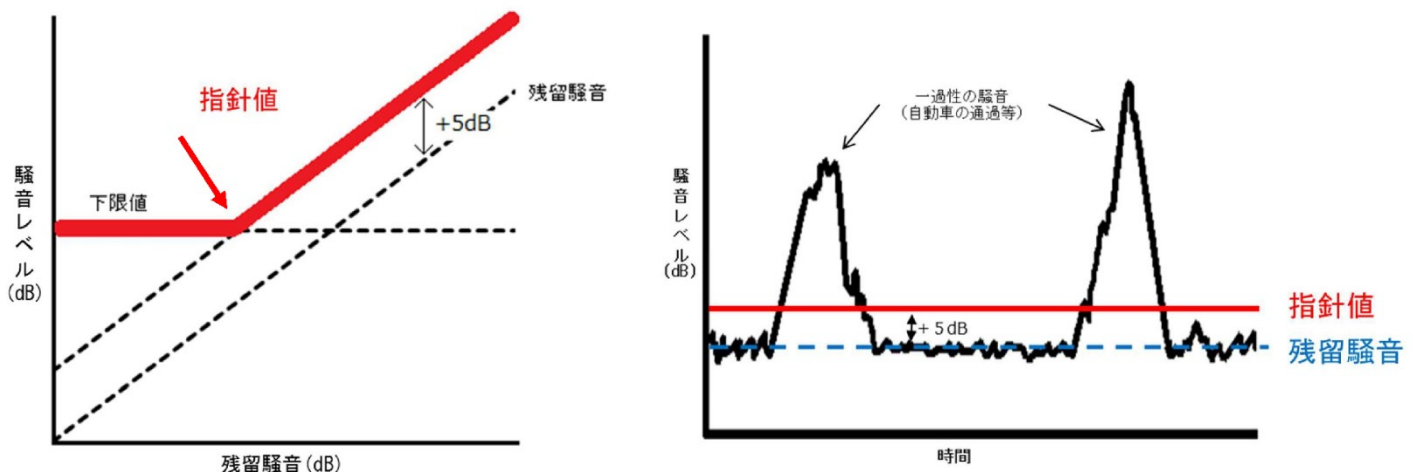
風力発電施設における騒音問題を未然に防止するために対策を講じ生活環境を保全する上での参考とすることを目的に、環境省から「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環水大大発第 1705261 号、平成 29 年 5 月 26 日）（以下、「本指針」という。）が通達された。

本指針においては、風力発電施設は山間部等の静穏な地域に設置されることが多く、まれに通過する自動車等の一過性の騒音により、その地域の騒音のレベルは大きく変化すること、また、風車騒音は風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響されることを踏まえ、風車騒音に関する指針値は、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、図 3.2-17 に示すとおり、残留騒音（一過性の特定できる騒音を除いた騒音）に 5 dB を加えた値とするとされている。

ただし、残留騒音が 30dB を下回るような著しく静穏な環境である場合には、下限値が設定されている。具体的には、残留騒音が 30dB を下回る場合、学校や病院等の施設があり特に静穏を要する場合、又は地域において保存すべき音環境がある場合（生活環境の保全が求められることに加えて、環境省の「残したい日本の音風景 100 選」等の、国や自治体により指定された地域の音環境（サウンドスケープ）を保全するために、特に静穏を要する場合等）においては下限値を 35dB とし、それ以外の地域においては 40dB とするものとされる。

なお、本指針の取り扱いについては、以下の点に注意するよう通達されている。

- 本指針は、騒音に関する環境基準、許容限度や受忍限度とは異なる。
- 測定方法が異なる場合、測定結果を単純に比較することは出来ない。
- 本指針は、風力発電施設から発生する騒音等に関する検討を踏まえて設定したものであるため、その他の騒音の評価指標として使用することはできない。



注：用語の定義は以下のとおりである。

残留騒音：一過性の特定できる騒音を除いた騒音

風車騒音：地域の残留騒音に風力発電施設から発生する騒音が加わったもの

出典：「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環水大大発第 1705261 号、2017 年 5 月 26 日、環境省）

図 3.2-17 風力発電施設から発生する騒音に関する指針値のイメージ

(2) 自然関係法令等

(a) 自然公園等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲において、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく国立公園及び国定公園、「北海道立自然公園条例」（昭和 33 年条例第 36 号）に基づく道立自然公園は、存在しない。

(b) 自然環境保全地域等の指定状況

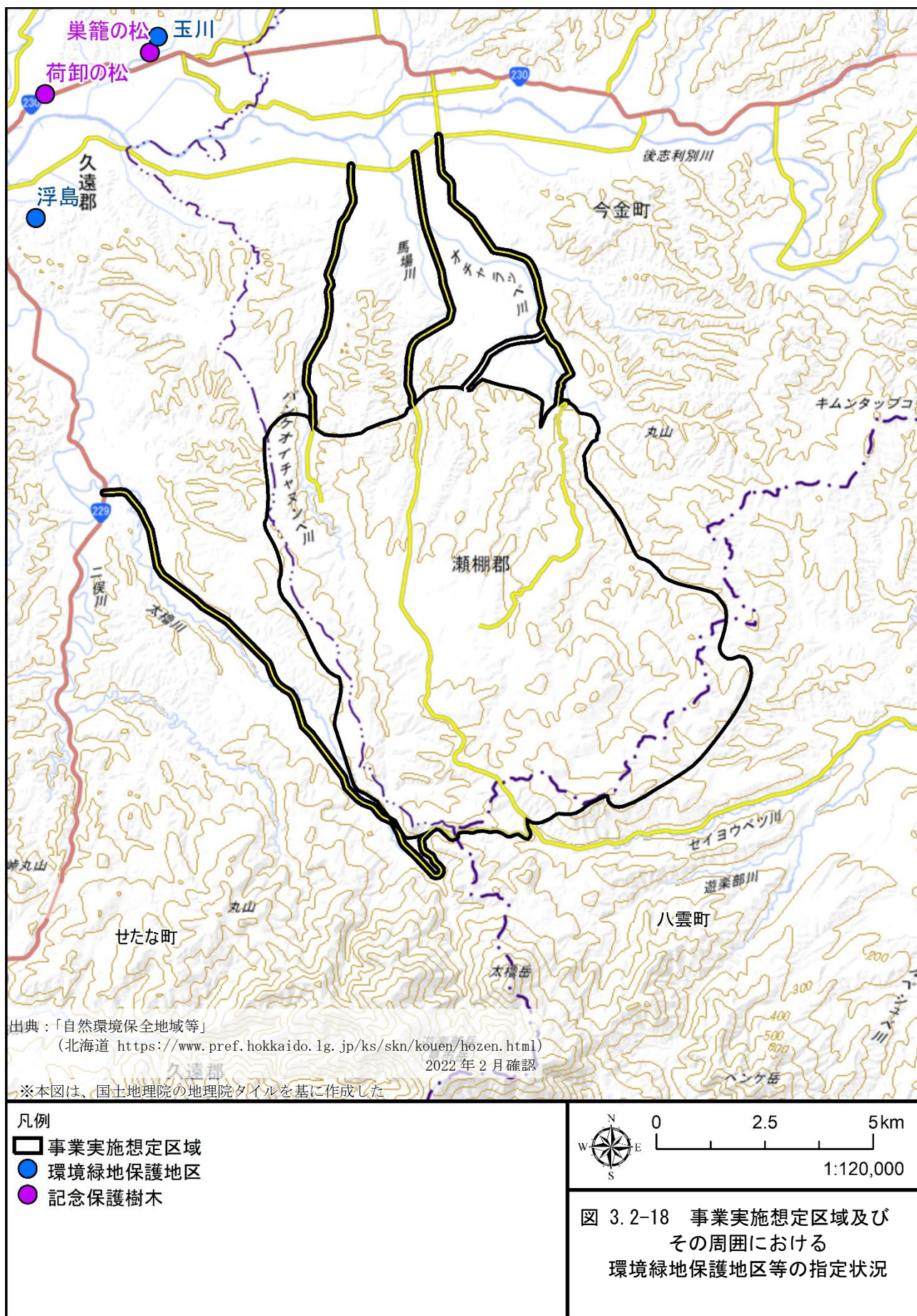
事業実施想定区域及びその周囲において、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は、存在しない。また、「北海道自然環境保全条例」（昭和 48 年条例第 64 号）に基づく自然環境保全地域は存在しないが、環境緑地保護地区及び記念保護樹木は存在する。

事業実施想定区域及びその周囲における環境緑地保護地区等の指定状況は、表 3.2-45 及び図 3.2-18 に示すとおりである。

表 3.2-45 事業実施想定区域及びその周囲における環境緑地保護地区等の指定状況

No.	名 称	指定年月日	位 置	選定基準
1	浮島	S48.3.17	せたな町北檜山区愛知 233 の 37	環境緑地 保護地区
2	玉川	S50.8.4	せたな町北檜山区丹羽 1 他	環境緑地 保護地区
3	荷卸の松	S48.3.30	せたな町北檜山区西丹羽 488-11	記念 保護樹木
4	巣籠の松	S62.9.3	せたな町北檜山区丹羽 1-1	記念 保護樹木

出典：「自然環境保全地域等」（北海道 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html>）2022 年 2 月確認



(c) 鳥獣保護区等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく「鳥獣保護区」等の指定状況は、表 3.2-46 及び図 3.2-19 に示すとおりである。

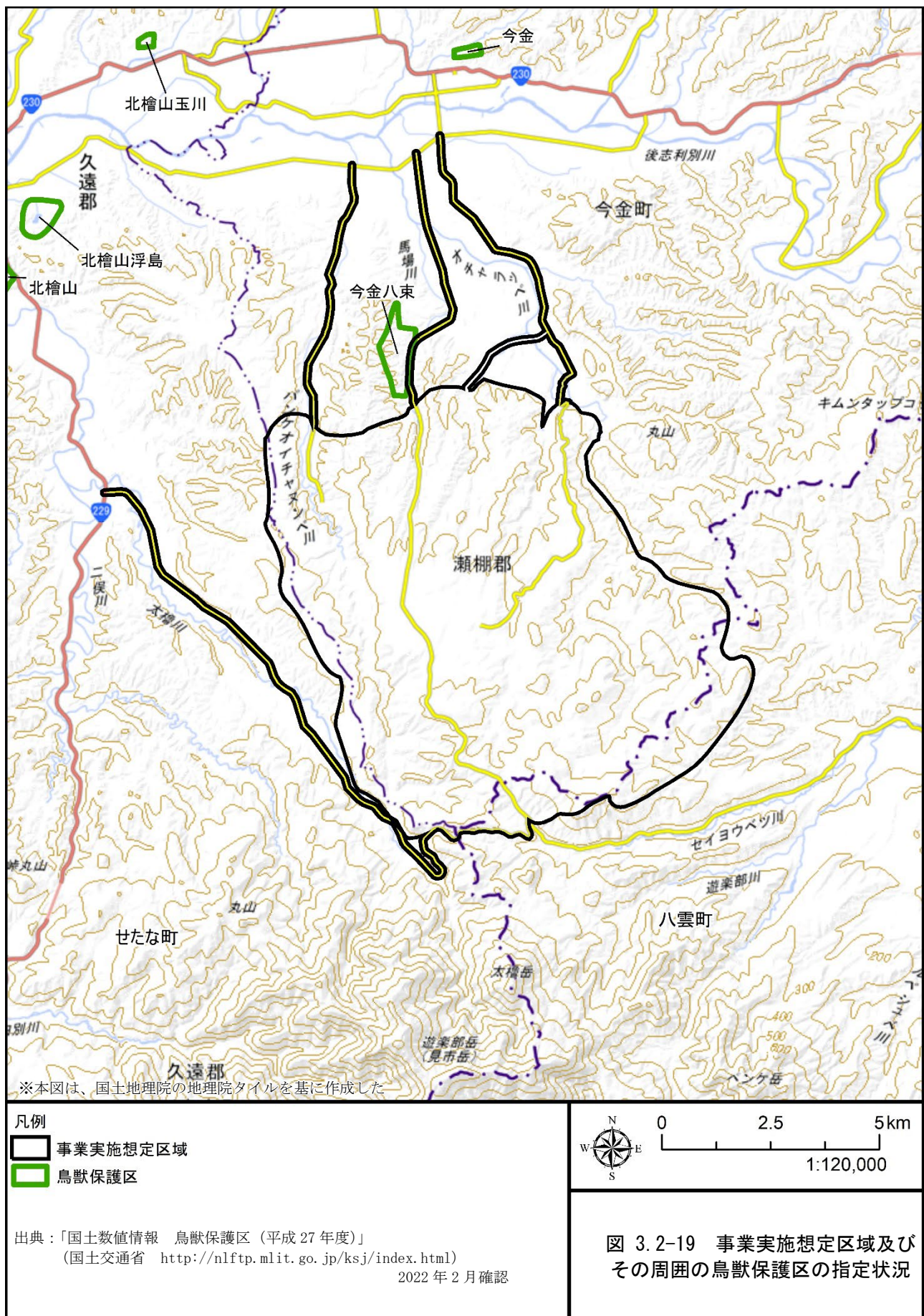
事業実施想定区域は、道指定鳥獣保護区である「今金八束」と一部重複する。

表 3.2-46 事業実施想定区域及びその周囲の鳥獣保護区の指定状況

No.	指定状況	名称	指定区分	存続期間	面積(ha)	
					鳥獣保護区	特別保護地区
1	道指定	北檜山浮島	身近な鳥獣生息地	2011 年 10 月 1 日～2031 年 9 月 30 日	34	-
2	道指定	北檜山	森林鳥獣生息地	2021 年 10 月 1 日～2031 年 9 月 30 日	507	90
3	道指定	北檜山玉川	身近な鳥獣生息地	2006 年 10 月 1 日～2026 年 9 月 30 日	6	-
4	道指定	今金八束	森林鳥獣生息地	2015 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日	99	-
5	道指定	今金	身近な鳥獣生息地	2015 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日	25	-

出典：「令和 3 年度 鳥獣保護区等位置図」(2021 年 10 月、北海道)

「国土数値情報 鳥獣保護区(平成 27 年度)」(国土交通省 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>) 2022 年 2 月確認



(3) その他の法令等

(a) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

(b) 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

(c) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」及び「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）及び「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成 25 年条例第 9 号）に基づく生息地等保護区に指定された地域は存在しない。

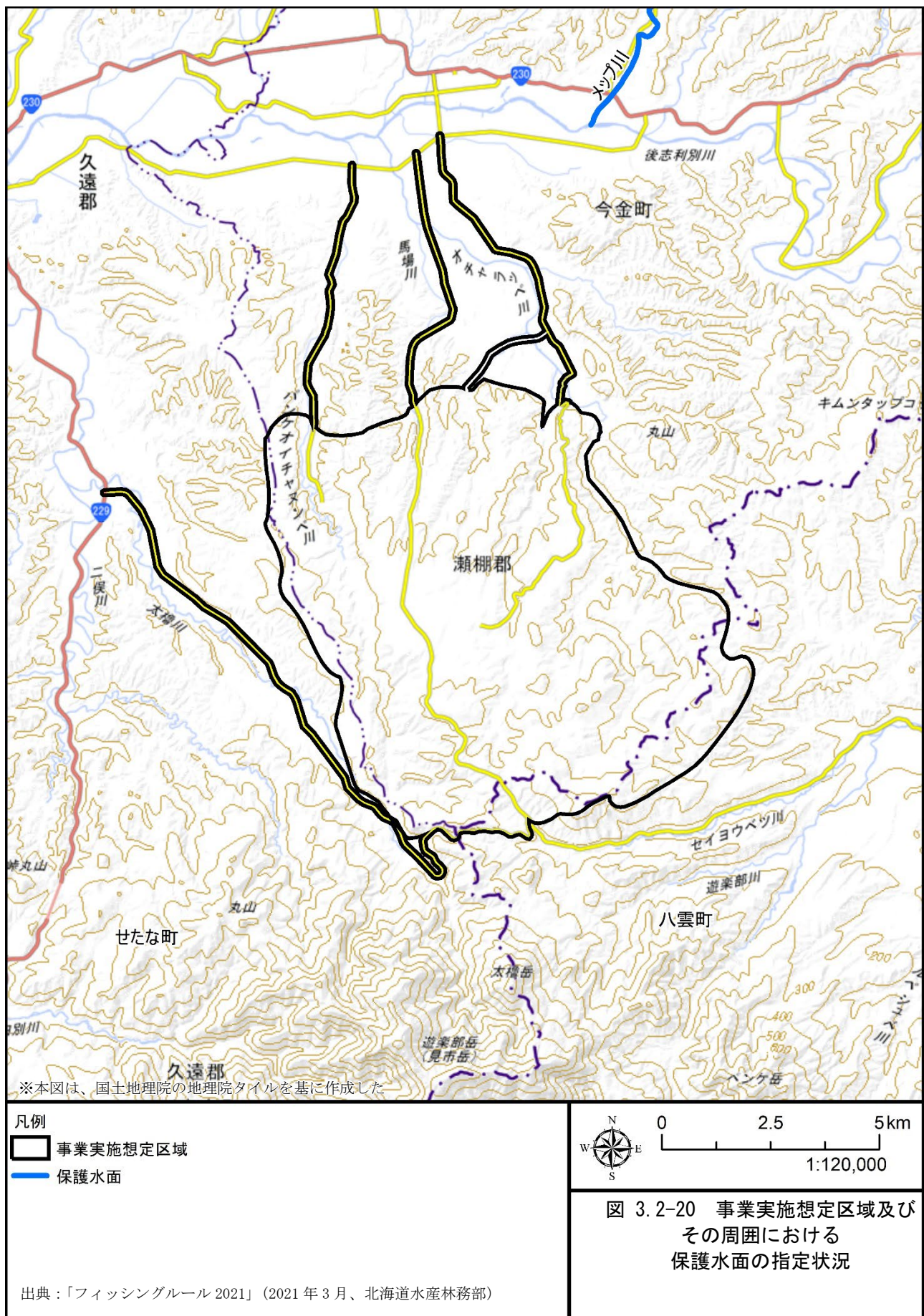
(d) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）の規定により指定された湿地の区域はない。

(e) 保護水面の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲における「水産資源保護法」（昭和 26 年法律第 313 号）及び「北海道漁業調整規則（令和 2 年道規則 94 号）」による保護水面の指定状況は、図 3.2-20 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、後志利別川の支川であるメップ川が保護水面に指定されている。



(f) 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲において、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「北海道文化財保護条例」（昭和 30 年条例第 83 号）、「今金町文化財保護条例」（昭和 61 年条例第 7 号）、「八雲町文化財保護条例」（平成 17 年条例第 144 号）及び「せたな町文化財保護条例」（平成 17 年条例第 191 号）により、史跡・名勝・天然記念物に指定された文化財は存在しない。

(g) 埋蔵文化財包蔵地

事業実施想定区域及びその周囲の周知の埋蔵文化財包蔵地は、表 3.2-47 及び図 3.2-21 に示すとおりである。

事業実施想定区域内に、「42. 八束 4 遺跡」の一部が含まれる。

表 3.2-47 事業実施想定区域及びその周囲の周知の埋蔵文化財包蔵地

No.	種別	名称	所在地
1	遺物包含地	種川 1 遺跡	今金町字種川 115-1・4・5
2	遺物包含地	種川 2 遺跡	今金町字種川 137-5
3	遺物包含地	種川 3 遺跡	今金町字種川 196-2・3
4	遺物包含地	種川 4 遺跡	今金町字種川 407-1
5	遺物包含地	種川 5 遺跡	今金町字種川 407-1
6	遺物包含地	種川 6 遺跡	今金町字種川 342, 343
7	遺物包含地	種川 7 遺跡	今金町字種川 349, 350-2
8	遺物包含地	種川 8 遺跡	今金町字種川 521-3, 523-3
9	遺物包含地	種川 9 遺跡	今金町字種川 520-1
10	遺物包含地	住吉 1 遺跡	今金町字住吉 97-1
11	遺物包含地	住吉 2 遺跡	今金町字住吉 112-9
12	遺物包含地	住吉 3 遺跡	今金町字住吉 252-1・2
13	遺物包含地	神丘 1 遺跡	今金町字神丘 943
14	遺物包含地	神丘 2 遺跡	今金町字神丘 308-1・9・10, 314-1～4・6
15	遺物包含地	神丘 3 遺跡	今金町字神丘 360, 361, 395-5
16	遺物包含地	神丘 4 遺跡	今金町字神丘 472-2・3・5, 476-1～3
17	遺物包含地	神丘 5 遺跡	今金町字神丘 617-1, 625-1
18	遺物包含地	神丘 6 遺跡	今金町字神丘 613
19	遺物包含地	神丘 7 遺跡	今金町字神丘 515-2
20	遺物包含地	神丘 8 遺跡	今金町字神丘 262-2, 263, 295-1
21	遺物包含地	神丘 9 遺跡	今金町字神丘 269-1, 270-1, 271, 278, 279-1
22	遺物包含地	神丘 10 遺跡	今金町字神丘 391-4, 395-2, 397-1～3
23	遺物包含地	神丘 11 遺跡	今金町字神丘 26-1
24	遺物包含地	神丘 12 遺跡	今金町字神丘 407-1
25	遺物包含地	神丘 13 遺跡	今金町字神丘 430-1, 434-1
26	遺物包含地	神丘 14 遺跡	今金町字神丘 437-3
27	遺物包含地	神丘 15 遺跡	今金町字神丘 961, 962, 964-1, 965-1, 1253-1
28	遺物包含地	神丘 16 遺跡	今金町字神丘 1003
29	遺物包含地	神丘 17 遺跡	今金町字神丘 743-1・5
30	遺物包含地	神丘 18 遺跡	今金町字神丘 1013-1・2
31	遺物包含地	神丘 19 遺跡	今金町字神丘 868-1
32	墳墓	中里 1 遺跡	今金町字中里 139-9
33	遺物包含地	中里 2 遺跡	今金町字中里 163-1
34	遺物包含地	田代 1 遺跡	今金町字田代 370-1
35	遺物包含地	田代 2 遺跡	今金町字田代 368, 368-1, 374～377
36	遺物包含地	田代 3 遺跡	今金町字田代 349-1, 350-2・9
37	遺物包含地	田代 4 遺跡	今金町字田代 462
38	遺物包含地	白石 1 遺跡	今金町字白石 55-2
39	遺物包含地	八束 1 遺跡	今金町字八束 17-31・32・38・39
40	遺物包含地	八束 2 遺跡	今金町字八束 17-52
41	遺物包含地	八束 3 遺跡	今金町字八束 17-42, 18-5・32
42	遺物包含地	八束 4 遺跡	今金町字八束 18-19・20
43	遺物包含地	丹羽遺跡	せたな町北檜山区丹羽 141
44	遺物包含地	東丹羽遺跡	せたな町北檜山区東丹羽

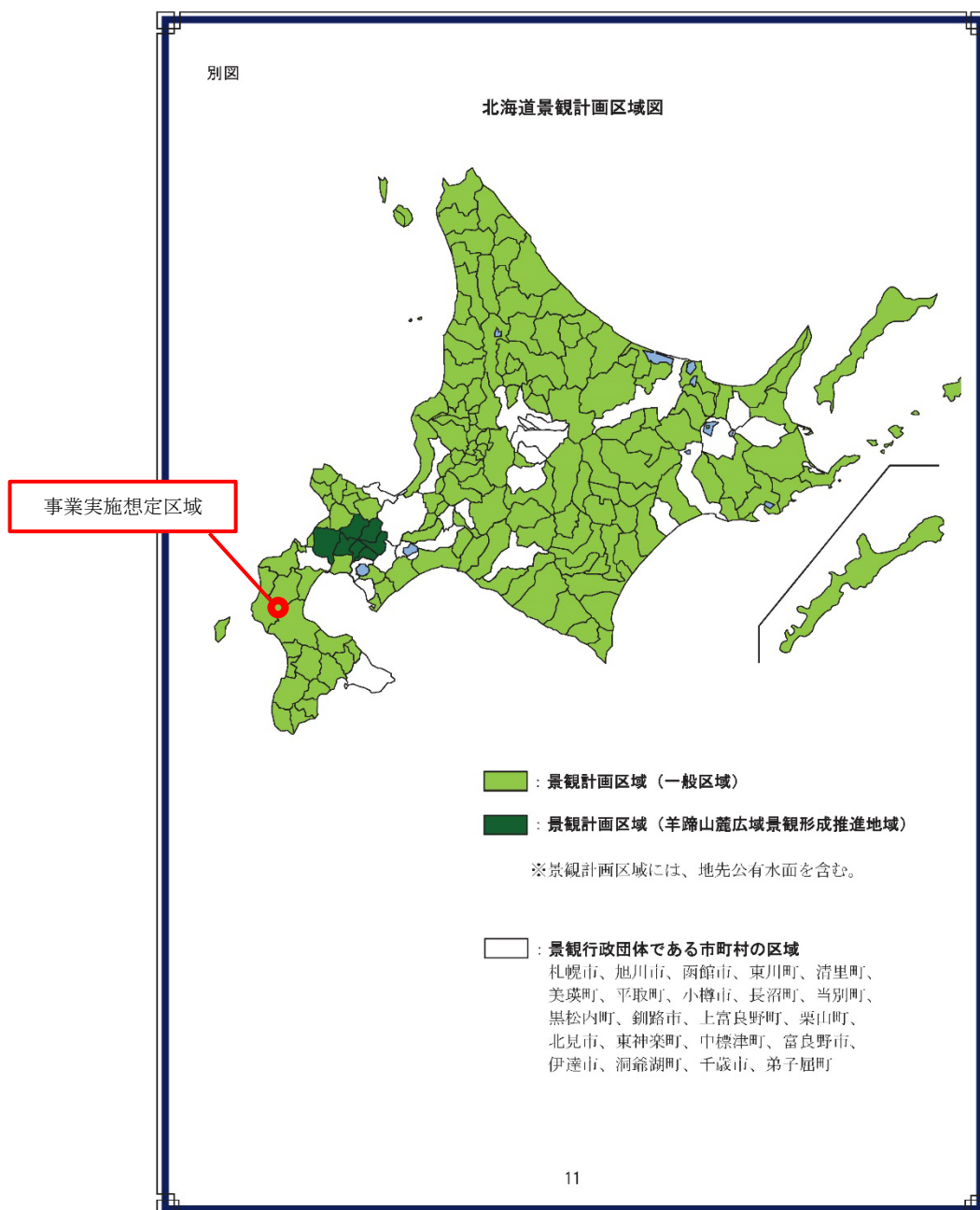
出典：「北の遺跡案内」（北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 https://www2.wagmap.jp/hokkai_bunka/portal）

2022 年 2 月確認

(h) 景観法、その他条例等により指定された景観区域等

「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、札幌市、旭川市をはじめとする 22 の市町村が景観行政団体に指定されているが、本事業の関係地方公共団体である今金町、八雲町及びびせたな町は指定されていない。

また、「北海道景観計画」(2008 年 6 月 20 日策定、2022 年 5 月 1 日一部変更、北海道)における計画区域は、図 3.2-22 に示すとおりである。本事業の関係地方公共団体である今金町、八雲町及びびせたな町は、景観計画区域(一般区域)に指定されている。



出典:「北海道景観計画」(2008 年 6 月 20 日策定、2022 年 5 月 1 日一部変更、北海道)

図 3.2-22 北海道景観計画区域図

また、北海道においては、風力発電施設による景観上への影響を保全するため、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」（2015 年 11 月 5 日策定、北海道）が策定されている。ガイドラインの概要は、表 3.2-48 に示すとおりである。

表 3.2-48 「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」の概要

対象施設及び規模	① 風力発電設備 一般区域：高さ 15m を超えるもの 羊蹄山麓広域景観形成推進地域※：高さ 10m を超えるもの ※広域景観形成推進地域：蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町の区域) ② 太陽電池発電設備 一般区域：高さ 5m 又は築造面積※が 2,000 m² を超えるもの ※築造面積：パネルの設置される水平投影面積 羊蹄山麓広域景観形成推進地域：高さ 5m 又は築造面積が 1,000 m² を超えるもの
景観形成基準（一般地域） 「建築物及び工作物」	【位置・配置】 (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。 【規模】 (1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 【形態意匠】 (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。 【敷地の外構・その他】 (1) 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺環境との調和にも配慮すること。
景観形成基準（一般地域） 「開発行為」	【位置】 (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。 【規模】 (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 【形状・緑化等】 (1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。

出典：「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」（2015 年 11 月 5 日策定）

(i) 都市計画法により指定された風致地区

事業実施想定区域及びその周囲において、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく風致地区の指定はない。

(4) 国土防災関係

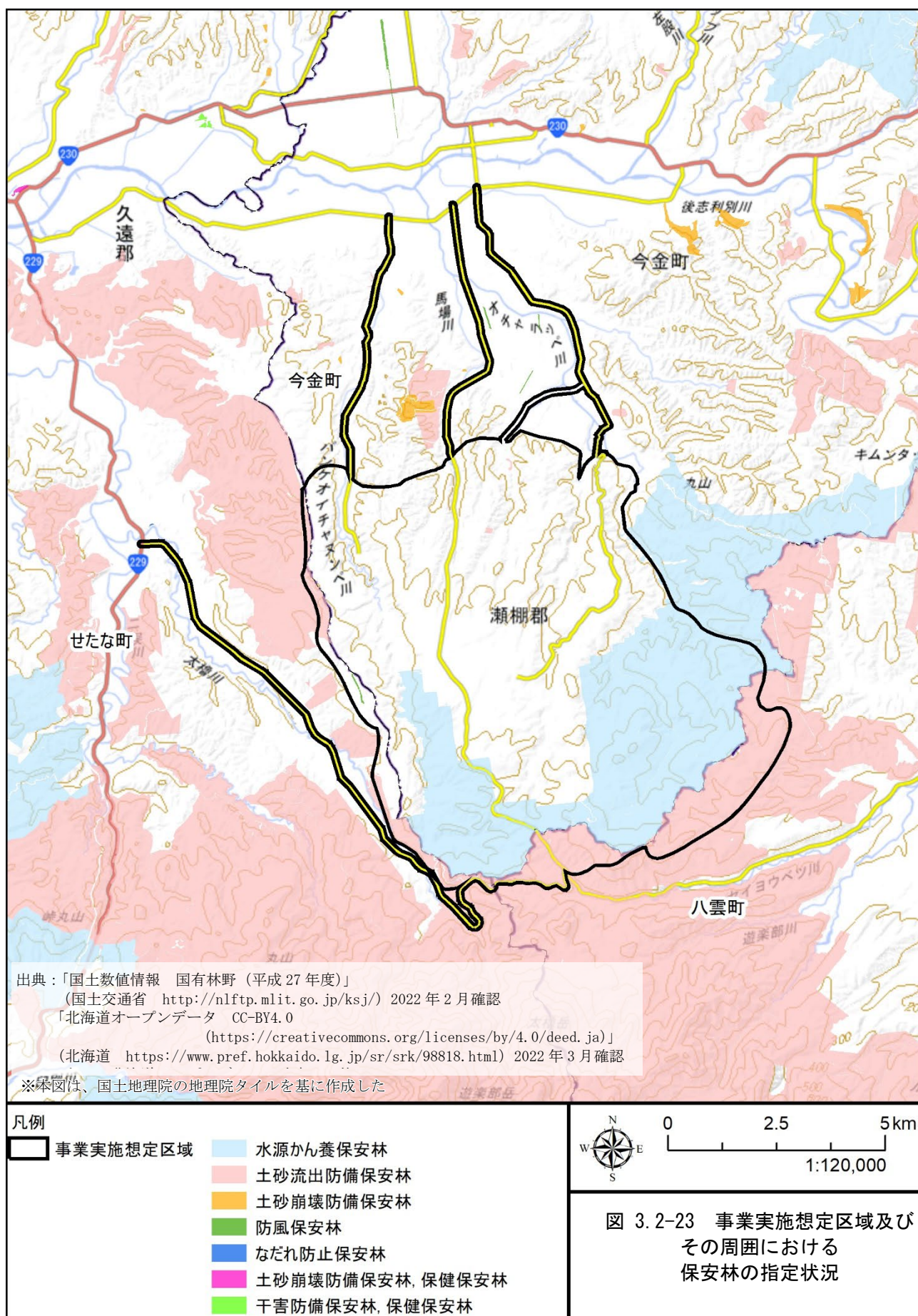
(a) 森林法に基づく保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく事業実施想定区域及びその周囲における保安林の指定状況は、図 3.2-23 に示すとおりである。

事業実施想定区域内には、「水源かん養保安林」、「土砂流出防備保安林」及び「防風保安林」が存在する。

(b) 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲において、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく「砂防指定地」は存在しない。



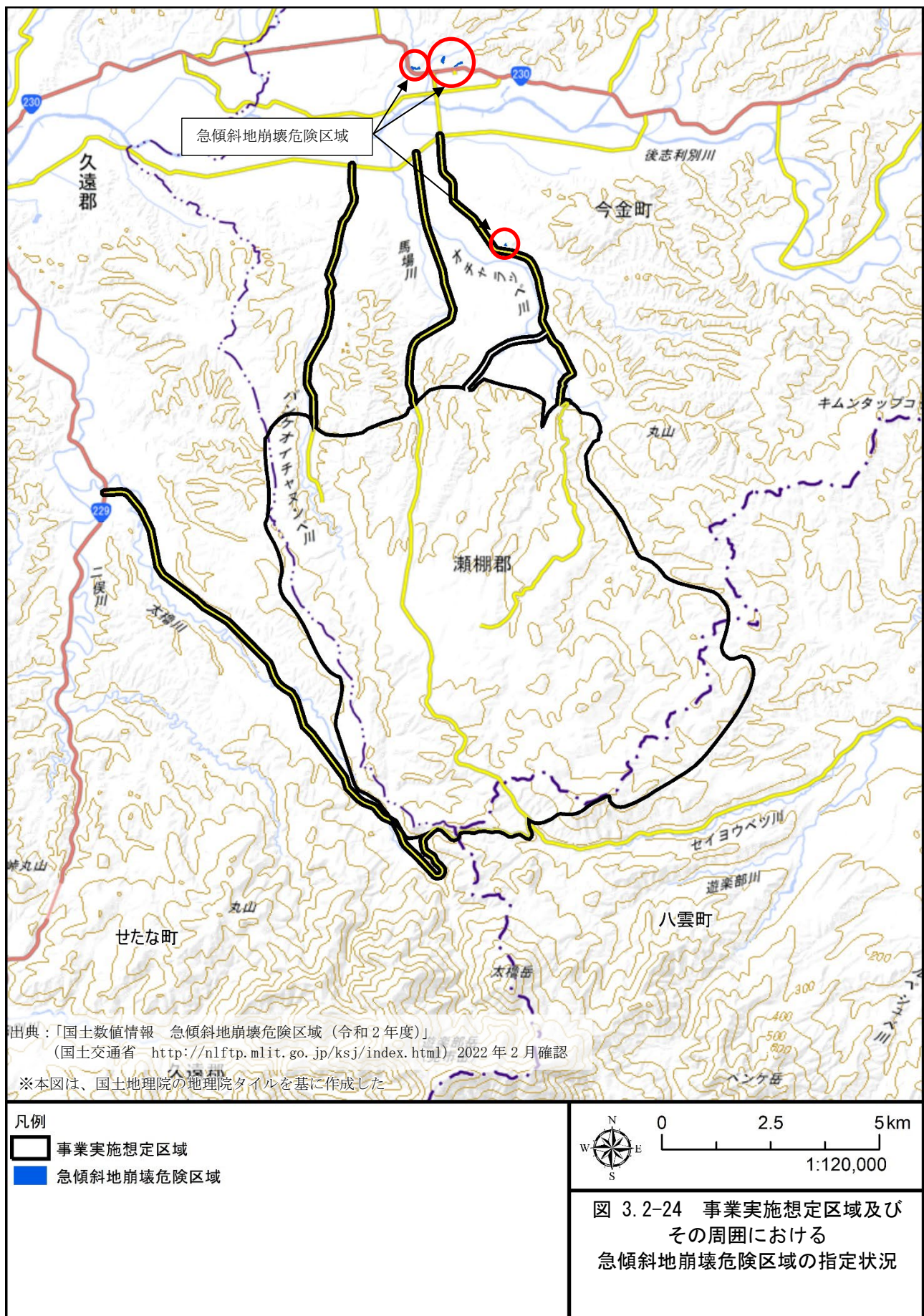
(c) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく事業実施想定区域及びその周囲における急傾斜地崩壊危険区域は、図 3.2-24 に示すとおりである。

急傾斜地崩壊危険区域は、事業実施想定区域の周囲には存在するが、事業実施想定区域内には存在しない。

(d) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

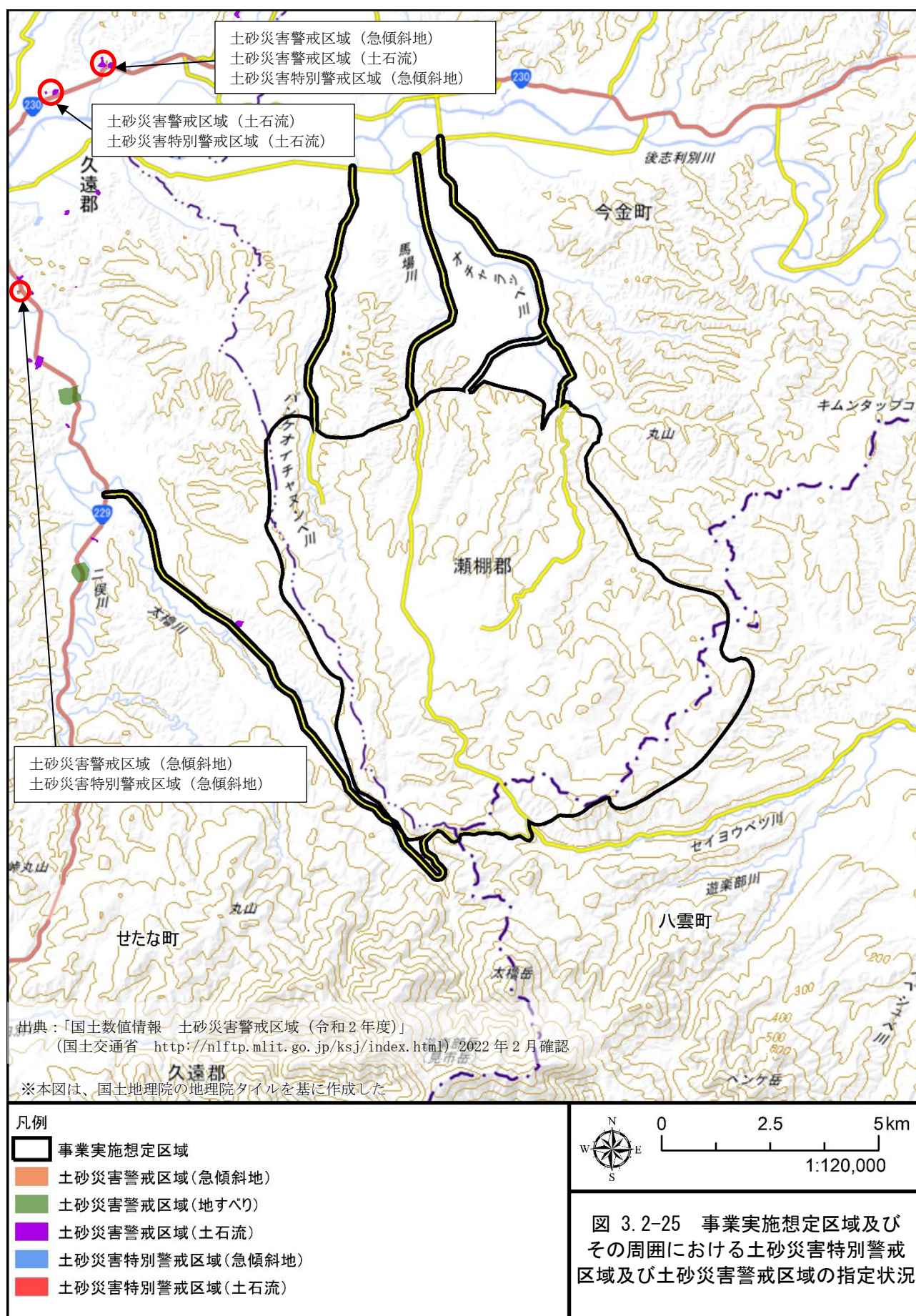
事業実施想定区域及びその周囲において、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく「地すべり防止区域」は存在しない。



(e) 土砂災害警戒区域等

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく事業実施想定区域及びその周囲における土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定状況は、図 3.2-25 に示すとおりである。

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、事業実施想定区域の周囲には存在するが、事業実施想定区域内には存在しない。



林野庁が定める調査要領に基づき判定された事業実施想定区域及びその周囲における山地災害危険地区の指定状況は、図 3.2-26 に示すとおりである。

事業実施想定区域内には、「山腹崩壊危険地区」及び「崩壊土砂流出危険地区」が存在する。

(5) その他環境保全計画等

(a) 北海道総合計画

「北海道総合計画 【2021 改訂版】」（2021 年 10 月、北海道）は、長期的な展望で道の政策の基本的な方向性を総合的に示す計画として、北海道行政基本条例に基づき、保健・医療・福祉、環境、経済・産業、エネルギー及び教育などの各分野における指針を示している。同計画の「政策展開」の基本方向は、「生活・安心」、「経済・産業」及び「人・地域」の 3 分野で構成されており、各分野でのめざす姿が具体的に示されている。

各分野における環境、エネルギーに関する政策及び政策の方向性は、表 3.2-49 に示すとおりである。

「環境負荷を最小限に抑えた持続可能な社会の構築」の政策として、「多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化」の方向性、「新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進」の政策として、「新エネルギーの開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造」の方向性を掲げている。

表 3.2-49 各分野における環境、エネルギーに関する政策及び政策の方向性

政策展開の基本方向	政策	政策の方向性
生活・安心	豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承	豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承
		人と自然・生き物が共生する社会づくり
	環境負荷を最小限に抑えた持続可能な社会の構築	多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化
		森林等の二酸化炭素吸収源の確保 気候変動の影響への適応策の推進 北海道らしい循環型社会の形成
経済・産業	新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進	新エネルギーの開発・活用促進や環境・エネルギー産業の創造 本道の活性化に役立つ科学技術の振興
人・地域	持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備	産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備 連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成

出典：「北海道総合計画」（2021 年 10 月、北海道）

(b) 北海道環境基本条例及び北海道環境基本計画〔第 3 次計画〕

北海道では、良好な環境を保全し、快適な環境を維持及び創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会を築くことを目的とし、1996 年 10 月に「北海道環境基本条例」が制定された。同条例における基本理念は表 3.2-50 に、施策の基本方針は表 3.2-51 に示すとおりである。

これに基づき、北海道の豊かな環境を未来に引き継ぎながら、経済活動も活性化させる循環型社会を形成していくための基本的な計画として、1998 年 3 月に「北海道環境基本計画〔第 1 次計画〕」が策定された。

その後、社会情勢の変化や北海道の環境特性、環境基本計画の進捗状況等を踏まえて、2008 年 3 月には「北海道環境基本計画〔第 2 次計画〕」、2016 年 3 月には「北海道環境基本計画〔第 2 次計画〕改定版」、2021 年 3 月には「北海道環境基本計画〔第 3 次計画〕」が策定された。

「北海道環境基本計画〔第 3 次計画〕」における将来像（長期目標）は表 3.2-52 に、分野別の施策の展開は表 3.2-53 に示すとおりである。

今後の施策の基本的事項として、SDGs の考え方も踏まえた環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方や分野横断の取組、分野別の施策の基本的な方向性、道民、事業者といった各主体による取組の方向性などを示し、「循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道」を目指している。

表 3.2-50 北海道環境基本条例における基本理念

基本理念	
1	環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。
2	環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
3	地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

出典：「北海道環境基本条例」（2009年改正、北海道）

表 3.2-51 北海道環境基本条例における施策の基本方針

施策の基本方針	
1	人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
2	人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
3	潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
4	環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進すること。

出典：「北海道環境基本条例」（2009年改正、北海道）

表 3.2-52 北海道環境基本計画[第3次計画]における将来像（長期目標）

将来像	将来像の視点
循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道 ～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～	自然と共生する
	健全な物質循環を確保する
	良好な地域環境を確保する
	持続可能な生活をめざす
	環境に配慮した地域づくりをすすめる
	環境と経済・社会の良好な関係をつくる
	脱炭素社会を実現する

出典：「北海道環境基本計画[第3次計画]」（2021年改訂、北海道）

表 3.2-53 北海道環境基本計画[第3次計画]における分野別の施策の展開

分野	めざす姿
(1) 地域から取り組む地球環境の保全	・温室効果ガス排出量を再生可能エネルギーの普及や吸収源対策で実質ゼロ化 ・地域循環共生圏の形成による資源の地産地消や健全な森林の維持
(2) 北海道らしい循環型社会の形成	・3Rや適正処理が社会に定着 ・バイオマスの利活用や定着や従来と異なる技術によるイノベーションの創出などによるリサイクル関連産業の発展
(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	・自然の保全と利用の両立の考え方の定着 ・野生生物による農林水産業等被害の低減 ・外来種の拡散防止と排除
(4) 安全・安心な地域環境の確保	・きれいな空気と水の維持、健全な水循環の確保 ・健康で安全・安心に生活できる地域環境の確保
(5) 共通的・基盤的な施策	・環境負荷の少ない生活 ・社会的な責任を持ち、環境に配慮した事業活動 ・自然が持つ様々な機能を活用した地域づくり

出典：「北海道環境基本計画[第3次計画]」（2021年改訂、北海道）

(c) 北海道地球温暖化防止対策条例

脱炭素社会の実現に向けた取り組みとしては、2009 年 3 月に制定された「北海道地球温暖化防止対策条例」に基づき、「2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」という「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2021 年 3 月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）」が策定された。

この計画では、削減目標に向けて豊かな地域資源や優れた自然環境など、北海道が全国に誇れる優位性を活かしながら、「多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化」、「豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用」、「森林等の二酸化炭素吸収源の確保」を重点施策として、北海道民や事業者などの各主体とともに積極的に推進することとしている。

(d) 北海道循環型社会形成の推進に関する条例

循環型社会に向けた取り組みとしては、2008 年 10 月に制定された「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、循環型社会の形成に関する施策をこれまで以上に総合的かつ計画的に推進するため、2010 年 4 月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」が策定され、2020 年 3 月には国や道による関係計画の策定や社会情勢の変化を踏まえ、新たに「北海道循環型社会形成推進基本計画（第 2 次）」が策定されている。

この計画では、循環型社会の形成に向けた目標を明確にするとともに、「3R の推進」、「廃棄物の適正処理」、「バイオマスの利活用の推進」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」の 4 項目を柱に、道民、事業者、NPO などの民間団体及び行政がそれぞれの役割を担いながら、取り組むべき基本的な方策が示されている。

(e) 北海道生物多様性保全計画

北海道らしい自然共生社会の実現に向け、自然環境を守る取り組み全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点でまとめなおし、今後の北海道における目標と方針を示した「北海道生物多様性保全計画」が2010年7月に策定された。

計画は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」であると同時に、2013年3月に制定された「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づく「生物多様性保全計画」として位置付けられ、2015年9月に見直しが行われている。

この計画では、「地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全」と「地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用」を目標に、表3.2-54に示す基本方針を定め、あらゆる分野・レベルの活動を生物多様性の保全という基本的な枠組みに組み込んでいくよう努めることとしている。

表 3.2-54 北海道生物多様性保全計画における目標別基本方針

目標	基本方針
地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全	①地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る ②絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る ・ 絶滅原因の減少と遺伝的多様性の確保 ・ 希少種の個体数の回復 ・ 必要に応じた外来種の防除 ③安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る
地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用	①生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る ・ 生態系や種の保全を考慮した動植物の利用 ・ 環境負荷を抑え、循環利用に配慮した大気や水の利用 ②生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る ・ 自然条件を考慮した適正な区分と利用 ・ 環境負荷の抑制と土地利用目的の両立

出典：「北海道生物多様性保全計画」（2015年改定、北海道）

(f) 北海道自然環境保全指針

北海道では、道における自然の現状を的確に把握し、これを評価して、北海道の保全を図るべき自然を明らかにするとともに、それらの自然環境の保護と利用に関する施策を総合的かつ計画的に展開するための目標と方向を示すという目的のもと、北海道自然環境保全指針が1989年7月に策定されている。

本指針では、保全を図るべき自然地域を、「すぐれた自然地域」と「身近な自然地域」の二つに区分して整理している。

(7) すぐれた自然地域

事業実施想定区域及びその周囲のすぐれた自然地域の指定状況は、表 3.2-55 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、「浮島」及び「見市川流域」が存在する。なお、出典元において位置は示されていない。

表 3.2-55 すぐれた自然地域の指定状況

すぐれた自然地域	すぐれた自然の要素		主要な位置	保全水準 ^{注1)}			市町村名	備考
	要素	内容		資	保	利		
浮島	天然林	エゾイタヤ・シナノキ群落等	浮島周辺	4	3	3	せたな町 (北檜山町)	・浮島環境緑地保護地区
	水鳥飛来地	カモ類等	浮島	4	3	2		
	特異な地形・景観	浮島	浮島	4	1	2		
見市川流域	分布上重要な植生生育地	ヒノキアスナロ北限地	見市川流域	3	1	2	八雲町 (熊石町)	・桧山道立自然公園 ・見市鳥獣保護区(森)
	特異な地形・景観	柱状節理	赤岳南斜面	4	2	3		
	良好な展望地	—	雲石峠	4	3	3		

注1：表中の保全水準は以下に示すとおりである。

「資：資質水準」として、以下に示す区分、内容が示されている。

区分		内容
1	国際的レベル	国際的レベルで評価されるもの（地域的規模で分布の特異性やつながりを有し、あるいは移動・回遊する等、国際的視野で考慮に値し、本道がその存在に重要な役割を果たしているもの）。
2	全国的レベル	日本の国内的レベルで評価されるもの（国内的な規模で分布の特異性やつながりを有し、あるいは移動・回遊し、または、日本国内に生存地域が限られていたり、数や規模が減少またはその過程にある等、国内的視野で考慮に値し、本道がその存在に重要な役割を果たしているもの）。
3	北海道的レベル	道内の範囲及びその近接周辺地域や海域で評価されるもの（道内やその近接周辺地域・海域に生存が限られていたり、数や規模が減少またはその過程にあるものや、現状では問題がなくとも、利用のされ方によっては将来的に減少、悪化のおそれがあるものを含む）。
4	圏域的レベル	自然的・社会的条件等に基づき区分した5つの圏域で、良好な自然として評価されるもの。

「保：保護水準」として、以下に示す区分、内容が示されている。

区分		保全のスタンダード
1	自然（動植物の生息、生育環境等）の資質が、{稀少、脆弱、不安定}	当該自然とその環境がそのままの状態維持できるように、周辺を含めて厳正な保全を図る。
2	自然（動植物の生息、生育環境等）の資質が、{やや稀少、脆弱、不安定}	当該自然とその環境が適切に維持できるように、保全を図る。
3	自然（動植物の生息、生育環境等）の資質が、{やや普遍、安定}	当該自然の主要な部分あるいは要素について、保全を図る。
4	自然（動植物の生息、生育環境等）の資質が、{普遍、安定}	各種土地利用計画、地域開発計画のなかで調和のとれた保全に努める。

「利：利用水準」として、以下に示す区分が示されている。

区分	
1	自然の容量の範囲内での学術研究、徒歩による自然探勝等に利用を限定する。
2	原則的に徒歩による自然探勝、自然観察、キャンプ、景観鑑賞等の利用を図る。
3	自然と密着し、ふれあえる野外レクリエーション等の利用を図る。
4	自然環境を生かした計画的な野外レクリエーション等の利用を図る。

出典：「北海道自然環境保全指針」（1989年7月、北海道）

(イ) 身近な自然地域

事業実施想定区域及びその周囲の身近な自然地域の指定状況は、表 3.2-56 に示すとおりである。

なお、出典において位置が示されていないため、名称等から事業実施想定区域及びその周囲に存在すると想定されるものについて抽出した。

表 3.2-56 身近な自然地域の指定状況

現・町名	旧・町名	名称	概略面積	立地条件 ^{注1)}	地域の特性、特徴 ^{注2)}	活用形態 ^{注3)}
今金	今金	高美公園	5.1～20ha	1	1, 2	2, 4
		今村公園	20.1～50ha	1	1, 2	4
		法林寺	5.1～20ha	1	1, 2	4
		常代の松	0（単木）	9	5	5
		豊樹園公園	2ha 以下	1	1, 2	4
		日進高原模範牧場	50.1ha 以上	3	1, 2	1
		インマヌエル教会	2ha 以下	9	2, 5	3
		金原緑と夢の丘	2ha 以下	5	1, 2	2
		下八束頭首工	2ha 以下	6	2, 3	2
		利別健民広場	5.1～20ha	1	2, 3	2, 4
		金原中央頭首工	2ha 以下	6	2, 3	2
		金原頭首工	2ha 以下	6	2	2
		住吉頭首工	2ha 以下	6	2	2
		下ハイカ頭首工	2ha 以下	6	2	2
八雲	八雲	遊楽部川	50.1ha 以上	6	2, 3	2
せたな	瀬棚	瀬棚町運動広場	2ha 以下	1	2, 4	2
		生出牧場	20.1～50ha	3	1, 2, 4	1
		共和子供の遊び場	2ha 以下	1	2, 4	4
	北檜山	若松公園	2.1～5ha	1	2	4
		かぶと野古戦場	2.1～5ha	9	1, 2, 4, 5	1
		熱田神社周辺	2ha 以下	1	2, 4	2
		後志利別川河川敷	20.1～50ha	6	1, 2, 3	2, 4
		鮭捕獲場	2ha 以下	9	3	6
		玉川小学校林	2ha 以下	1	1, 2	3
		丹波家の林	2ha 以下	1	1, 2, 5	5
		徳島町営牧場	20.1～50ha	3	1, 4	1
		浮島公園	5.1～20ha	7	1, 2, 4, 5	2
		玉川公園	5.1～20ha	5	1, 2, 4	4
		巣籠の松	0（単木）	9	5	5
		荷卸の松	0（単木）	9	5	5

注1：表中の「立地条件」は以下に示すとおりである。

コード	区分	コード	区分
1	市街地、集落地及びその周辺の緑地、樹林地（公園など）、社寺林、庭園、屋敷林	6	身近な溪谷、滝、河川、身近な湧水池、温泉地
2	道路や鉄道沿いの樹林、耕地防風林	7	身近な天然湖沼、身近な人工湖
3	身近な人工草地、畑地、田園風景	8	身近な海岸、砂浜、干潟
4	身近な原野、湿原	9	その他
5	身近な山、丘陵地（眺望対象の場合も含む）		

注2：表中の「地域の特性、特徴」は以下に示すとおりである。

コード	区分	コード	区分
1 (植物・植生)	身近な河川沿いの自然植生 (河畔林や河畔草原)	3 (魚類)	サケ、マスの遡る川 シシャモ、ヤツメ、アユの遡る川 イトウのすむ川 エゾトミヨのすむ川
	身近な海岸沿いの自然植生 (海岸林や海岸草原)	4 (小動物、昆虫)	昆虫が多くいる身近な林、草原、水辺 ホタルのすむ水辺 分布上興味のある動物(昆虫も含む)生息地 その他
2 (鳥類)	身近な自然草原、湿地植生 分布上興味のある植生自生地 分布上興味のある人工植栽木、樹林 郷土景観を構成する植生(人工林も含む)	5 (文化)	由緒・由来のある樹林、樹木 身近な巨木、名木 文学作品などの対象となった樹林、樹木 身近な化石産地 郷土の名勝、史跡(夕日の美しい丘など) 歴史的建造物等と一体となった自然景勝地 由緒・由来のある郷土景観(男爵いも発祥地、 稲作北限地等) 文学作品などの対象となった郷土景観 その他
	小鳥(野鳥)が集まる林、 公園(カラ類、キレンジャク等) 小鳥(野鳥)の生息する身近な樹林地、 草原、水辺 水鳥(カモ、ハクチョウなど)が集まる湖沼、 水辺、干潟 クマガラのくる林 タンチョウのくる畑、原野、 フクロウ、ワシタカのすむ林 身近な海鳥繁殖地(カモメなど) 身近な野鳥コロニー (アオサギ、ショウドウツバメなど)		

注3：表中の「活用形態」は以下に示すとおりである。

コード	活用形態
1(眺望)	風景展望、自然探勝、郷土の展望地(岬、峠、高原、溪谷、市街地展望地など)
2(行楽、スポーツ)	遠足、ハイキング、キャンプ、花見、紅葉狩り、サイクリング、ジョギング、川遊び、小魚釣り、 ボート遊び、海水浴、潮干狩、スキー、スケート、歩くスキー、釣り、山菜採り、キノコ採り
3(学習)	探鳥会、自然観察会、虫採り、木登り
4(保健・休養)	温泉浴、湯治、散策、森林浴
5(景観形成)	存在緑地、樹林地、借景
6(その他)	その他(芸術制作・鑑賞、史跡巡り、イベントなど)

出典：「北海道自然環境保全指針」(1989年7月、北海道)

(g) 第6次今金町総合計画

今金町では、2021年度から2030年度までを計画期間とする「第6次今金町総合計画」(2021年3月、今金町)を策定している。10年後の街の将来像として「みんなで創る 未来を拓く物語 ～人と人の想いで紡ぐ、やさしさあふれる町～」を掲げ、まちづくりの基本姿勢として「基本方向①まちの特性を活かした魅力あふれるまちづくり」、「基本方向②新しい時代の流れを取り入れたまちづくり」、「基本方向③町民とともに創るまちづくり」を設定している。

本計画は4つの視点から基本目標を設定しており、そのうちの一つである基本目標4『ふれあい今金「まちづくり」』では、環境保全について明記されており、その取り組みの方向は「循環型社会の構築に向けて、リサイクル等を促進しながら、ごみの減量化、資源化の啓発に努めます。また、生活排水処理施設の維持管理や個別排水処理施設の利用促進を行います。」としている。

(h) 第2期八雲町総合計画

八雲町では、計画的なまちづくりを進めるための指針として、2018年度から2027年度までを計画期間とする「第2期八雲町総合計画」（八雲町）を策定している。八雲町の将来像として「八雲発！自然と人を未来へつなぐ」と設定し、5つの基本目標を掲げている。

「基本目標2 八雲の豊かな資源を活用した産業振興」では、農林業、水産業などの第1次産業と併せて、八雲町が進めている再生可能エネルギーを活用した産業の振興を今後さらに推進するとしている。さらに、取組の基本的方向として、『「八雲町再生可能エネルギー導入促進ビジョン」に基づいて再生可能エネルギーの導入を図る』、『町民や産業団体等の再生可能エネルギーへの理解を深める取組を進める』等、八雲町として再生可能エネルギー導入に向けた方針が示されている。

(i) 第2次せたな町総合計画

せたな町では、2018年度から2027年度までの10年間のまちづくりの基本方針を定める「第2次せたな町総合計画」（2018年、せたな町）を策定している。せたな町の将来像として「輪になって つなぐ「せたな」の夢未来 ～みんなが主役 笑顔あふれるまちづくり～」を掲げており、「基本目標」及び「施策の大綱」を定めている。

基本方針「自然を守り、安全にすごせるまち」に対する施策の一つに、「風力や太陽光、温泉熱など、町内にある自然由来のエネルギー活用を促進し、エネルギー自給率を高めるとして、風力や太陽光などの地域自然特性を生かした新エネルギーの導入促進」を掲げている。

また、「ごみを減らす意識を町全体で高めながら、分別やリサイクルを促進し、ごみの焼却や埋め立てが減るよう努める」として、「ごみの分類徹底、適切な収集」、「ごみの減量化、リサイクルの推進」、「処理施設の維持管理や機能の充実」を掲げている。

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況のまとめは、表 3.2-57 に示すとおりである。

表 3.2-57 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無	
			事業実施想定 区域の周囲	事業実施想定 区域内
土地	国土利用計画法	都市地域	○	×
		農業地域	○	○
		森林地域	○	○
		自然公園地域	×	×
		自然保全地域	×	×
	都市計画法	用途地域	○	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○
	森林法	国有林	○	○
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	×
		水域類型指定	○	×
	大気汚染防止法	指定地域	×	×
	騒音規制法	指定地域	○	×
	振動規制法	指定地域	○	×
	水質汚濁防止法	指定地域	○	×
	悪臭防止法	指定地域	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×
	工業用水法			
	建築物用地下水の採取に関する法律	規制地域	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×
		国定公園	×	×
	北海道立自然公園条例	道立自然公園	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×
		原生自然環境保全地域	×	×
	北海道自然環境保全条例	道自然環境保全地域	×	×
		環境緑地保護地区	○	×
		記念保護樹木	○	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特別保護地区	○	○
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地域	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	北海道生物の多様性の保全等に関する条例			
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する法律	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×
	水産資源保護法			
	北海道内水面漁業調整規則	保護水面	○	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	×	×
		道指定史跡・名勝・天然記念物	×	×
		市町村指定史跡・名勝・天然記念物	×	×
		既知の埋蔵文化財包蔵地	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×
	森林法	保安林	○	○
	砂防法	砂防指定地	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	○	×
	-	山地災害危険地区	○	○

注 1) ○：指定あり、×：指定なし

注 2) 「事業実施想定区域の周囲」は、各法令等を示す図面の範囲内を示す。

(空白)